

平成 26 年度調達改善の取組に関する点検結果

平成 27 年 8 月 10 日

行政改革推進会議

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。

こうした調達改善の取組は、各府省庁において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものと考えられる。

このため、行政改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）では、平成 25 年 4 月に「調達改善の取組の推進について」を決定し（以下「本部決定」という。）、

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表すること
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図ること

により、政府全体として調達改善の取組を推進することとした。

今回、各府省庁において、平成 26 年度調達改善計画の年度末自己評価が実施、公表されたところ、行政改革推進会議では、調達改善等に関して具体的かつ個別的な調査審議等を行うために立ち上げた歳出改革ワーキンググループの

- ・秋池 玲子 委員
- ・有川 博 委員
- ・石堂 正信 委員
- ・小幡 純子 委員
- ・野本 満雄 委員

に参画いただき、各府省庁の自己評価結果の点検作業を実施した（その主な御意見については別添参照）。

1. 自己評価の実施状況

各府省庁が公表する自己評価結果には、本部決定に基づき、「実施した取組内容及びその効果」、「目標の達成状況」、「実施において明らかになった課題」及び「今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項」等を盛り込むこととされている。

(1) 「目標の達成状況」の自己評価における評価基準の導入

行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）は、各府省庁に対し、平成26年度調達改善計画の年度末自己評価における「目標の達成状況」の自己評価の実施に当たっては、以下の評価基準に基づき、「A」、「B」又は「C」のいずれかの指標により評価するよう要請した。

これは、各府省庁が「目標の達成状況」をこれまで以上に的確に把握し、その原因分析、次年度以降の取組の検討及び実施といった一連の調達改善におけるPDCAサイクルを一層推進することを目的としたものである。

【「目標の達成状況」の評価基準】

指標	定量的な目標	定性的な目標
A	目標達成率 90%以上	調達改善計画に記載した内容を概ね実施した取組
B	目標達成率 50%以上	調達改善計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等（自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁）との調整を行った取組
C	目標達成率 50%未満	何らかの理由によって調達改善計画に記載した内容が実施できなかった取組、または調達改善計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その結果、各府省庁においては、「目標の達成状況」について、上記評価基準に基づく自己評価を実施しており、その評価結果を踏まえて、調達改善計画に記載した目標の達成又は未達成の要因を分析していた。特に、「目標の達成状況」の評価結果が「B」や「C」であった取組については、次年度以降の評価結果が「A」となるよう改善の措置を講ずることが重要であるところ、各府省庁においては、「今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項」として、目標の未達成の要因の分析結果を踏まえた次年度以降に向けた対応状況を記載していた。

一方、一部府省庁においては、「目標の達成状況」の評価方法にばらつきが見

られ、取組の効果の有無にかかわらず、調達改善計画に記載されている取組を実施していることのみをもって評価結果を「A」としているところも見受けられた。

(2) 削減額等による定量的な自己評価の推進

事務局は、各府省庁に対し、平成 26 年度調達改善計画の上半期自己評価の実施に当たって、調達改善の効果を削減額で示し、可能な限り定量的に評価するよう要請したところであるが、年度末自己評価の実施に当たっても、再度同様の要請を行った。

その結果、削減額を示すなどの定量的な評価の対象となる取組については、上半期自己評価結果に比べて新たに削減額を示す省庁が見受けられるなど、各府省庁において極力定量的に評価するよう努めていた。なお、各府省庁における削減額による評価の状況は、[参考 1](#)のとおりである。

2. 調達改善の実施状況

国の調達に係る契約金額は、平成 25 年度において合計で 8.2 兆円となっている。各府省庁は、それぞれの調達の実態に応じた様々な調達改善の取組を実施しているところであり、平成 26 年度における特色として、本省のみでなく地方支分部局においても調達改善の取組を広げている点が挙げられる。例えば、法務省では本省と地方支分部局等とで共通の調達改善計画に基づいて改善に向けた取組を実施したほか、防衛省では近畿中部防衛局において、同局と同じ合同庁舎に同居する他省庁の地方支分部局との共同調達を新たに実施した。

【国の契約金額の推移】

(兆円)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
7.6	8.4	8.1	8.1	6.4	6.9	7.5	8.2

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

平成 26 年度調達改善計画においては、調達改善の取組を「重点的な取組」と「継続的な取組」とに分けて策定されていることを踏まえ、平成 26 年度調達改善計画の自己評価結果についても同じ分け方で点検した。

なお、各府省庁の主な調達改善の取組については[参考 2](#)に掲げている。

3. 重点的な取組

各府省庁が重点的に取り組むとした分野は多岐にわたっているが、最も多く

挙げたのは一者応札の改善に関わる取組であり、次いで、汎用的な物品・役務の調達、随意契約の見直し、総合評価落札方式に関わる取組となっている。随意契約の見直し、一者応札の改善、汎用的な物品・役務の調達といった分野は、これまでも継続して取組が行われてきたところであるが、毎年度、調達する財・サービスが異なることもあり、調達改善計画においては引き続き重点分野として取り組んでいる府省庁が多いと考えられる。そのほか、宇宙関係経費、遺棄化学兵器処理関係経費、警察装備、防衛装備といった専門性が高い案件については、府省庁の重点分野として掲げて取り組んでいるところもあった。また、多くの府省庁において、情報システムの調達を重点分野として掲げ、その改善に向けた取組が進められていた。

(1) 専門性が高い案件の効率的な調達

内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府（以下「内閣府」という。）では、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件として、宇宙関係経費について国庫債務負担行為を活用するとともに価格交渉を行った結果、単年度当たり、約3,200万円（5年の国庫債務負担行為総額で約1億6,000万円）の削減が図られた。また、遺棄化学兵器廃棄処理関係経費についても価格交渉を行った結果、当初提示額に比べ5,081万円の削減が図られた。

警察庁では、23m型船舶の整備について、国庫債務負担行為を活用するとともに主機関の仕様の見直しなどを実施した結果、前回調達時と比べ1,700万円の削減が図られた。また、DNA試薬の調達について、管区単位で調達することで、契約単価の縮減を図っており、近畿管区で実施した結果、前年度契約総額と比べ約879万円の削減が図られた。

防衛省では、少量かつ長期間の整備の結果、高価格となっている装備品等について、経費節減効果の見込まれるものを単年度にまとめて予算化し、まとめ買いをしている。この結果、護衛艦の近距離防空システム（CIWS）改修器材や12式地对艦誘導弾のまとめ買いによって、それぞれ約174億円、約81億円の経費節減が図られた。

(2) 情報システムの調達について

情報システムの調達については、各府省庁の調達の中で比較的大きな規模となっていることもあり、内閣府、金融庁、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省といった多くの府省庁において、重点分野に掲げて調達改善の取組が実施されている。具体的には、専門家であるCIO補佐官等の外部有識者からの助言や審査を受けることにより、仕様書の適正化や経費内容の精査が引き続き実施されている。また、複数年度契約を行うことにより、コスト縮減や事務手

続の軽減が図られている。

そのほか、平成 26 年度から始めた取組として、金融庁では、システム運用支援業務において、業務の繁閑を踏まえた工数内訳を仕様書に示す取組を行っている。また、財務省では、公平性及び透明性の確保を図るため、新規参入業者にとって不利になることがないよう、平成 27 年度に契約予定の 34 件全てについて既存の設計書等の内容を開示した。

4. 継続的な取組

次の（１）から（４）においては、全府省庁で共通して継続的に取り組まれている分野（随意契約の見直し、一者応札の改善、汎用的な物品・役務の調達）を中心に、平成 26 年度における各府省庁の調達改善の取組状況の点検を実施した。

（１）随意契約の見直し

① 実施状況

随意契約については、各府省庁において、必要に応じて外部有識者の関与も得て、随意契約によらざるを得ない理由の審査や、より競争性の高い契約への移行の可能性等に係る事前・事後の検証を引き続き実施している。こうした取組により、競争性のない随意契約が調達全体に占める割合は平成 17 年度に比べると大幅に低下しており、近年では 20%前後の水準で推移している。

【国の契約に占める競争性のない随意契約の割合（契約金額）】 (%)

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
46	36	27	22	22	21	20	18	20

出典：財務省「契約に関する統計」、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査
（国の調達に係る契約金額、契約種別の全体像等について参考 3～5 参照）

各府省庁では、平成 26 年度においても、随意契約によらざるを得ない理由等の事前・事後の検証といった透明性を高める取組、オープンカウンタ方式¹による見積合せといった競争性を高める取組、提示された見積価格に対して価格交渉を実施するといった経済性を高める取組等が実施されている。

¹ オープンカウンタ方式とは、発注者が見積りの相手方を特定しないで、調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式。

これらのうち、価格交渉については、一部の府省において、外部有識者の意見を踏まえて、価格交渉を適切に実施するためのチェックリストを作成して、これを省内に周知することにより、適正な価格を確保するよう徹底を図る取組が実施されている。また、少額随意契約については、一部の府省において、競争性や経済性を高めるため、少額随意契約によることが認められる案件であっても、一般競争入札を実施するなどしている。

② 実施において明らかとなった課題等

上記①のとおり、各府省庁において、事前・事後の検証等を通じた安易な随意契約の防止に加え、競争性を高める取組、コスト縮減を図るための工夫もなされており、これらの取組は今後も継続していくことが重要である。また、価格交渉は個人の技量に依存しがちであるため、これを効果的に実施するために、ノウハウの確立・共有についても検討することが重要である。

(2) 一者応札の改善

① 実施状況

一般競争入札における一者応札の割合は、平成 24 年度と平成 25 年度において、平成 23 年度よりも増加している。こうした中、平成 26 年度において、各府省庁は、競争参加者を増やすための取組や、より適切な仕様・価格で契約するための取組を引き続き実施している。

具体的には、前回一者応札であった案件では、外部有識者からの意見も踏まえた競争参加資格や仕様の見直し、公告期間の延長、メールマガジンの活用等による調達情報の発信強化といった事前対策や、入札不参加者へのアンケート調査等による原因分析、透明性の確保のための分析結果の公表等の事後対策が講じられている。

【一般競争入札における一者応札の割合(契約件数)】 (%)

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
33	32	27	25	25	27	30

出典：公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

② 実施において明らかとなった課題等

平成 24 年度と平成 25 年度の一者応札の割合が増加したことについては、経済状況の好転による事業者の供給制約等の影響も考えられ、一者応札と

なった案件が全て問題であるとはいえないが、発注条件や入札参加資格等、競争性を阻害する要因の有無については、引き続き事前に十分な検証を実施したり、新規参入者にとって不利とならないよう積極的な情報提供を行うなどして競争参加者を増やすための取組を更に進めたりする必要がある。

一方、事業の特殊性等の面から、様々な改善策を講じても複数者の入札が困難と想定される案件では、形式的に一般競争入札を実施しても、一者応札となれば、落札価格の高止まりといった弊害が生じる懸念もある。こうした問題意識から、経済産業省では、競争参加者を増やす努力は継続しつつも、特殊な技術又は設備等が不可欠な事業について形式的な競争入札を不要とする仕組みとして、公募の実施手続をまとめた会計課通達を平成26年2月に策定し、これに基づき、必要な技術又は設備等を明示した上で参加者を募る公募を行い、公募の結果、特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認された場合には、契約金額の適正性を確認することを前提に、その者と随意契約を締結することとしている。平成26年度においては年間目標の20件に対して35件を実施した。

この取組については、会計法令等の適用要件を踏まえ、事前・事後の検証等を確実にを行うことによって安易な随意契約とならないよう留意する必要がある。

(3) 汎用的な物品・役務の調達

① 実施状況

共同調達については、平成23年度から、霞が関周辺に所在する全府省庁を6つのグループに分けて府省横断的に実施されており、平成26年度の対象金額は全体で約13億円となっている（参考6参照）。対象金額は、平成25年度とほぼ同規模であるが、各省庁の調整等によって対象品目や参加府省庁の拡大が行われており、スケールメリットを活かした経済的な調達が更に広がってきている。

平成26年度においては、官用車のガソリン調達について、財務省、経済産業省、農林水産省及び外務省のグループ、並びに、警察庁、国土交通省及び総務省のグループにおいて、事務局も関与して仕様の調整等が行われ、平成27年度から新たに共同調達の対象にされることとなった。また、内閣府グループが行っている書籍の共同調達に、新たに人事院及び環境省が参加した。

共同調達の拡大のほかに、コピー用紙の白黒両面印刷の徹底、発注単位の集約化、納入場所の削減、調達数量・種類の見直し、定期刊行物の数量の見直し、消耗品の集中管理やインターネット取引の導入等、経費節減に向

けた取組が引き続き実施されている。

② 実施において明らかとなった課題等

平成 26 年度においては、内閣府グループ及び中央合同庁舎 5 号館グループにおいて、新聞記事のクリッピング作業について、検索キーワード数の多さなどから応札業者がおらず不調となった。

各府省庁は、今後、更なる共同調達の商品等の拡大を検討するに当たり、スケールメリットが生じる可能性の調査を行い、検討を進める必要がある。

(4) その他の調達改善の取組

① 総合評価落札方式の活用

総合評価落札方式は、公共工事、情報システム、調査・研究等の分野で活用されており、その実施に当たっては、各分野において運用上の基本的な事項を取りまとめた標準ガイドライン等が公表されているほか、各府省庁においても評価項目や配点に関する事項を内規等により定めている。引き続き、透明性の高い適切な調達を確保するため、恣意性のある評価が行われないう、契約実態を踏まえつつ、内規等を不断に見直す努力が重要である。

内閣府では、競争性を高めるため、提案書の審査項目の設定に当たり過去の受注実績や経験・実績を過度に評価しないようにしたり、価格点の割合を基準よりも高く設定したりするなどの取組が行われている。また、国土交通省では、公共工事の発注案件について、施工能力を評価するタイプと技術提案を評価するタイプとに分けて、簡易的な工事で施工能力のみを評価するものについては、評価項目やヒアリング等の手続の簡素化を行うなど、提案者の事務負担にも配慮した取組が行われており、こうした取組も透明性を確保しながら継続していくことが重要である。

② 企画競争

企画競争による契約については、可能なものは総合評価落札方式へ移行する等の取組が行われている。企画競争方式を採用する場合は、企画競争によらざるを得ない案件といえるか厳格に審査する必要があるほか、事業者選定の評価における公正性及び透明性について、引き続き、特段の注意が必要である。

③ 国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為は、各府省庁の情報システムの調達、複数年度に及ぶ公共工事等で活用されている。平成 26 年度においても、単年度契約から国庫

債務負担行為を活用して複数年度契約とすることで、経費の節減につながった事例が見られた。各府省庁が国庫債務負担行為の適用を要求するに当たっては、現在国庫債務負担行為が認められている案件を参考にして、複数年度にわたり行う事業内容と、後年度にわたる債務負担額を明確にした上で、その必要性や合理性を説明できるよう、適切に活用していくことが重要である。

④ クレジットカード決済の活用

水道料金の支払やインターネット取引による調達等におけるクレジットカードの活用は、平成26年度においても各府省庁において実施され、事務負担の軽減等が図られている。特に、インターネット取引におけるクレジットカード決済の活用については、経済産業省や財務省に加えて、その他の府省庁でもその活用に向けて、試行的に利用したり、検討を進めたりしており、取組が拡大してきている。

なお、クレジットカード決済については、クレジットカード会社の切替えのタイミングにおいて、様々な事務手続が発生することなどを踏まえ、平成26年度に事務局より、事務連絡「『クレジットカード決済による費用対効果に優れた調達の促進』について」を发出し、複数年度にわたりカード番号を変更せずにクレジットカード決済の運用を行うことができる旨を各府省庁に周知した。

⑤ 人材育成

人材育成としては、引き続き、会計事務担当者に対する研修をより充実させる、会計事務監査において調達改善の取組も含めた指導を実施する等の取組が行われている。

新たな取組として、経済産業省においては、競争入札に係る仕様書・評価項目や、補助金・企画競争に係る公募要領等を格納・蓄積した「予算執行データベース」を平成26年度から本格運用を開始している。予算執行職員が仕様書・評価項目等を作成する際に、過去にわたって他部局のものを参照可能にすることによって、当該職員の執行スキルの向上やノウハウ共有をより効率的に図ることができると見込まれる。

また、平成26年度においては、事務局が主催して、調達改善計画の各府省庁担当者に対して、歳出改革ワーキンググループ委員から民間での経験を踏まえた価格交渉等の取組について講義頂くセミナーを開催したほか、これまでの各府省庁における効果的な取組事例について、担当府省庁から説明を行う勉強会を開催し、先進的な事例の実務担当者への共有を図った。

今後は、会計法令上の手続のみにとどまらずに、会計実務を効率的に実施していくための実践的な情報を共有することも人材育成において重要となるものと考えられる。

5. 総括

(1) 平成 26 年度の自己評価について

各府省庁が今後の自己評価を実施するに当たっては、調達改善の進展状況を国民に分かりやすく伝えるために、平成 26 年度に各府省庁で行われた削減額等の評価を参考にして、できる限り定量的な自己評価を行っていくことが重要である。また、平成 26 年度における年度末自己評価において初めて、「目標の達成状況」の自己評価に評価基準を導入したところであるが、取組の効果の有無にかかわらず、取組が実施されていれば「A」という評価を付けているものが見受けられたため、今後の運用において、効果発現を考慮した評価となるよう、改善を図る必要がある。また、安易な目標を達成することよりも、困難な課題に挑戦する姿勢を奨励するという方針を明確に示す意味で、設定目標の難易度を考慮した評価となるよう改良することも課題として検討していく必要がある。

(2) 今後の調達改善に向けた取組の方向について

これまでの「調達改善計画」の策定・検証を軸とした枠組みの下で、調達改善に係るPDCAサイクルは概ね定着してきていると言える。一方、各府省庁間で改善に向けた取組にばらつきが見られるため、政府全体としての調達の水準を向上させることを目的として、平成 27 年 1 月、調達改善の取組指針（以下「本指針」という。）をとりまとめたところである。各府省庁においては、本指針を踏まえて平成 27 年度調達改善計画が策定されているところ、その状況は参考 7 のとおりとなっている。平成 27 年度以降、各府省庁において、本指針に沿って調達改善の取組を進めていくこととなるが、事務局による協力の下、まずは、本指針に示した「標準的な取組」について着実に実施されるよう努めることが重要である。

また、平成 27 年 6 月には、「平成 26 年度調達改善に係る優良取組事例の選定について」をとりまとめて、2 事例を優良取組事例として選定した（参考 8）。平成 27 年度以降も優良取組事例の選定を継続することにより、府省庁間におけるノウハウ等の共有化・標準化の促進、取組強化のモチベーションの向上につなげていくことが肝要である。

各府省庁における取組の効果
(削減額による評価の一覧)

【内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府】

- ・平成 26 年度において 200 件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち 131 件について 15 億 8,135 万円の削減効果があった（当初提示額の 4.9% 減）。

【宇宙関係経費】

情報収集衛星関係経費については、国庫債務負担行為を活用するとともに価格交渉を行い、単年度当たり、約 3,200 万円（5 年国債で総額、約 1 億 6,000 万円）の削減が図られた。

【遺棄化学兵器廃棄処理関係経費】

随意契約案件について価格交渉を行った結果、当初提示額に比べ 5,081 万円の削減が図られた。

【勲章製造等関係経費】

随意契約案件については、契約相手方と価格交渉を行った結果、6,645 万 9,000 円（対平成 25 年度予算比 2.8%）の削減が図られた。

【宮内庁】

共同調達により、平成 25 年度と比べて、「荷物等の配送業務」は約 22 万円相当（30%）、「給与小六法ほかの購入」は約 1 万円相当（7%）の削減が図られた。

【公正取引委員会】

- ・公正取引委員会が所有・使用する携帯電話の基本料金及び通話料金について、料金プランの見直しを行い、本局使用分で利用実態に即した最適な料金プランによる調達を実施したことにより、平成 25 年度と比べて、1 台当たり調達経費（1 か月当たりの平均）において 19.9%（453 円）の削減が図られた。
- ・電話交換業務に関する調達については、一般競争入札の参加条件を緩和したことにより、平成 25 年度と比べて、入札参加業者が増加し、平成 26 年度の調達経費において 2.8%（約 12 万円）の削減が図られた。
- ・サーバーのシステム更改作業に係る随意契約及びホームページ等の脆弱性検査に係る随意契約において、最初に提出された見積書の内訳を検討した上、内容を調整して再度見積りを徴するなどして価格交渉を実施し、価格低減に努めたところ、当初見積額と比べ、前者については約 10%（約 17 万円）、後者については 10%（7.5 万円）の削減が図られた。
- ・リクルートパンフレット等のデータ作成業務について、総合評価落札方式による入札を実施した結果、契約金額について、企画競争による随意契約であった昨年度と比べ、約 30%（約 34 万円）の削減が図られた。
- ・新たに調達手続を担当することとなった職員に対し、会計法令等の解説、調達改善実

例の紹介等を行う研修を実施したところ、研修を受講した担当者については、平成 25 年度と同じ物品の調達において、調達改善実例を踏まえ、契約内容を調整しながら見積りを徴するなどしたことにより、単価で約 5% (1.3 円) の低減が図られた。また、適正価格での調達を図るために調達予定物品の価格を継続して注視し、値引き販売の時期に合わせた発注を行ったところ、調達費用について約 6 割 (約 80 万円) の削減が図られた。

【警察庁】

- ・警察装備に関する調達において、23m型船舶について、仕様の見直しを行い、主機関をこれまでの 3 機から高出力の 2 機へ変更したことにより、新規参入業者を含む 2 者が競争に参加し、前回 (平成 18 年度) と比較して、1,700 万円 (税抜)、5.4% の削減となった。
- ・警察通信に関する調達においては、警察庁が保有するソフトウェアの運用・管理に必要な知識・技術の研修、習得に関し、調達可能業者全てに声かけを行った結果、応札業者は 1 者 (平成 25 年度) から 3 者となり、契約金額は対前年度比 19 万 7,000 円 (税抜)、15.2% の削減となった。
- ・総務省、国土交通省及び警察庁の 3 省庁で共同調達している事務用消耗品について、今年度から新たに当庁の附属機関である皇宮警察を加えて実施した結果、警察庁及び皇宮警察の契約金額において、対前年度比 1.2% の削減となった。
- ・DNA 試薬について、平成 26 年度においては近畿管区警察局管内で共同調達を実施し、同管区内の昨年度の契約額と比較すると 878 万 9,000 円、3.2% の削減が図られた。
- ・自動車管理業務について、仕様の見直しにより、新規業者の参入を促進した。その結果、応札業者数 4 者は変わらなかったが新規業者が落札し、対前年度比 5.3% の減となった。

【金融庁】

- ・随意契約において、価格の妥当性を向上させるため、契約内容を調整しながら見積を行っていくことで価格交渉を実施し、2 案件について初回提示額から約 24 万円削減した。
- ・庁舎エントランスに調達情報／オープンカウンタコーナーを設置し、当コーナーにて 11 案件について見積依頼書を公開配布したことにより、約 171 万円削減した。
- ・各局における不要在庫はすべて回収とするなど、消耗品の回収・再活用を実施したところ、購入費用の節減 (約 12 万円) に寄与した。
- ・携帯電話の利用実績に即してより低廉な料金プランを利用するように、契約形態の見直しを実施したところ、携帯電話料金の節減 (約 51 万円) に寄与した。

【消費者庁】

- ・共同調達の実施により、以下の削減が図られた。

【OA 消耗品 (トナー)】

<p>26年度 76万円 25年度 272万円 約196万円の削減。</p>
<p>【復興庁】 (削減額による評価の記載なし)</p>
<p>【総務省】 (削減額による評価の記載なし)</p>
<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎維持管理に係る業務について、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用により、国庫債務負担行為活用前との比較が可能な12件では、年間計133万9,000円の調達費用を削減。 ・ 競争性のない随意契約について、仕様の見直しなどにより競争入札に移行したもののうち、競争入札への移行前と比較が可能な8件では、年間計112万円の調達費用を削減。 ・ 一者応札となっている調達について、発注単位の見直しなどにより一者応札が解消されたもののうち、一者応札解消前との比較が可能な60件では、年間計4,095万8,000円の調達費用を削減。 ・ 法務本省において、共同調達を実施しているもののうち、前年度の調達より単価の削減が図られたものは、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 【事務用消耗品】長3封筒1枚当たり1円(25%)削減 【速記録作成等業務】1時間当たり1,150円(7.2%)削減 【自動車運行管理業務】基本運行管理料1台当たり4万5,280円(19.8%)削減 【電気設備消耗品(蛍光灯等)】直管型蛍光灯1本当たり20円(10.0%)削減 【荷物の集荷配送業務】2kg(普通便)1個当たり45円(8.7%)削減 30kg(普通便)1個当たり70円(8.5%)削減 【文書の収集運搬及び溶解処理業務】1kg当たり99銭(99%)削減 【新聞記事のクリッピング業務】月額基本料金1万円(2.4%)削減 ・ リサイクルトナーを活用することにより、本省においては、活用前との比較が可能なものについて、トナー1本当たり平均2万18円(79.5%)の調達費用を削減。 ・ 少額随意契約可能案件において一般競争入札を実施したことにより、競争入札への移行前との比較が可能な37件では、年間625万1,000円の調達費用を削減。
<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館向け邦字新聞の定期購読において、在外公館所在地におけるインターネット環境及び事務の効率を踏まえ、電子版を導入する等の仕様を見直した結果、新聞送料を約1,100万円(平成25年度比約23%)削減。
<p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札については、「公告期間の十分な確保」及び「業務等準備期間の十分な確保」

等により 149 件について改善があり、平成 25 年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で約 3,300 万円の削減が図られた。

- ・同種の調達を集約化については、「ガソリンの調達」、「車両定期点検業務」、「電気の調達」及び「樹木剪定・緑地維持管理業務」等の 26 件について、一括調達を実施したことにより、平成 25 年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で約 1,000 万円の削減が図られた。
- ・一連の調達における発注単位の見直しについては、2 件の情報データ提供サービスについて業務を切り分け、他の同種の契約に集約して競争入札に移行したことにより、約 10 万円の削減が図られた。
- ・少額随意契約の範囲内における競争入札等の実施については、予定価格が 100 万円を超える案件や予定価格が 100 万円以下の一部案件について、一般競争入札又はオープンカウンタ方式を実施したことにより、平成 25 年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で約 300 万円の削減が図られた。
- ・インターネットを活用した調達の実施については、カメラの購入等 15 案件について、インターネット取引を利用して購入したことにより、業者から提出を受けた最低の見積価格よりも更に約 12 万円の削減が図られた。

【文部科学省】

- ・平成 26 年度の共同調達では、対前年度比約 400 万円の削減効果があった。そのうち新規に共同調達を実施した 2 類型については、対前年度比 111 万 7,000 円（17.3%）の削減効果があり、対前年度比 1 割程度の削減目標を達成した。なお、計画で予定していなかった図書については、対前年度比 200 万 4,000 円（16.5%）の削減効果があった。
- ・平成 26 年度の競り下げでは、開始価格 2,041 万 8,000 円（合計）から最終価格が 1,660 万 9,000 円（合計）となり、380 万 9,000 円（18.7%）の削減効果があった。

【厚生労働省】

- ・公共調達委員会の指摘事項等を調達に反映させることにより、随意契約から一般競争入札等、より競争性のある契約形態への変更 18 件（削減効果 1 億 8,400 万円減）、前年度（前回）1 者応札（応募）から複数応札へ改善した件数 44 件（削減効果 1 億 7,800 万円減）という効果があった。

【農林水産省】

- ・事務用物品等について、調達の必要性を精査するとともに、契約の適正性、競争性の確保等を実施することにより、平成 24 年度の 22.7 億円から 21.4 億円となり、約 5.5%（▲1.2 億円）の削減
- ・共同調達の実施により、総額については、各年度の予定数量や単価が異なるため単純比較が難しいが、単価引き下げの状況は以下のとおり。

【紙類（PPC を除く）】

対前年度同品目（36 品目）において、15 品目が単価引き下げ

総額約 4.5 万円の削減

【クリーニング】

対前年度同品目（31 品目）において、18 品目が単価引き下げ

総額約 15.6 万円の削減

【蛍光灯】

対前年度同品目（3 品目）において、全ての品目が単価引き下げ

総額約 2.4 万円の削減

【災害備蓄用品】

対前年度品目（3 品目）において、全ての品目が単価引き下げ

総額約 13.6 万円の削減

【経済産業省】

- ・本来競争に適さないと考えられる事業について、形式的な競争入札が不要となり、個別に価格交渉が可能となることで、より良い調達の実現が可能となり、平成 26 年度事業のうち、確認できた範囲ではあるが、価格交渉の結果、1,000 万円削減できた事業がある。

- ・府省間の共同調達の実施により、以下の効果が見られた。（総額は当省調達分）

【事務用消耗品】

単価平均約 36.1%減、総額約 1,161 万円減

※共同調達前の 20 年度と 26 年度を比較

（具体例）ボールペン（74 円→45 円）、付箋（190 円→124 円）

【紙類】 単価平均 5.1%減、総額 1.5 万円減 ※過去 3 カ年平均比

【清掃用品】 単価平均 4.9%減、総額 6.2 万円減 ※過去 3 カ年平均比

【蛍光灯】 単価 10.1%減、総額 8.6 万円減 ※過去対 2 カ年平均比

【災害用備蓄品】 単価平均 30.1%減、総額 213 万円減

※共同調達前の 22 年度と 26 年度を比較

- ・省内組織間の共同調達の実施により、以下の効果が見られた。

【コピー用紙】 A4 一箱当たり 66 円減 ※共同調達実施前の 19fy と比較

【会議用茶菓】 コーヒー一杯当たり 72 円減 ※共同調達実施前の 20fy と比較

【会議用ペットボトル】 ミネラルウォーター等 一本当たり 19～50 円減

※共同調達実施前の 20fy と比較

- ・競り下げを 5 件実施し、うち 3 件が削減。3 件について開始価格からの削減率 34%、削減率 29%、削減率 53%。であった。

- ・クレジットカードを活用したインターネット取引により、以下の効果があった。

参考見積価格（従来方式）と比べて平均 11.5%安価。

（具体例）ディスプレイ（14 台）

調達金額：3 万 2,479 円/台

参考見積価格（最低価格）：3 万 6,720 円/台（対見積率：12%減）

<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム関係経費について、個別に賃貸借契約による従来の分割調達から、サービス提供契約（一定のサービスレベルが担保されれば機器の構成は問わない）による一括調達を実施し、その効果は以下の通り。 年間約 1 億 5 千万円の調達経費が削減。 ※従前の基盤情報システム（2008-2012）と比較 ・旅費入力等業務のアウトソーシングにより、約 1,400 万円の業務削減効果（経産省試算）があった。 ・テレビ会議の活用により、旅費の節減（約 3,000 万円相当）が図られた。
<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの統合及びボリュームディスカウント等によるコスト縮減（最適化前の経常経費との差異、年間換算約 2 億円）を実現した。
<p>【環境省】 (削減額による評価の記載なし)</p>
<p>【防衛省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の装備品について、経費削減効果の見込まれるものを単年度にまとめて調達（まとめ買い）し、平成 26 年度では、契約の結果以下の効果が見られた。 <ul style="list-style-type: none"> - 12 式地对艦誘導弾について、約 81 億円節減 - 交戦訓練用装置について、約 15 億円節減 - 護衛艦の近距離防空システム（C IWS）改修器材について、当初約 165 億円の節減を見込んでいたところ、約 174 億円を節減 - たかなみ型護衛艦の短SAMシステム機能向上用器材について、約 28 億円節減 - 戦闘機（F-2）能力向上レーダーについて、約 12 億円節減 ・民生品の使用や装備品の仕様の見直しにより、平成 26 年度では、契約の結果以下の効果が見られた。 <ul style="list-style-type: none"> - 災害派遣等多目的に対応する救難艦の建造にあたって商船仕様・民生品の活用により、約 60 億円を節減 - P-3C 搭載レーダーの能力向上にあたって、より費用対効果の高い装置の活用により、約 18 億円を節減 ・安全保障国際シンポジウム等の会議運営業務委託（防衛研究所）、車両運行管理業務（沖縄防衛局）、車両管理業務（内部部局）について、車両運行管理業務に係る応札条件等、3 年以上としていた県内における運転従事歴の期間を 1 年以上に短縮するなどの改善によって、応札者数の増加及び約 400 万円の低減が図られた。 ・燃料輸送（海上自衛隊呉地方総監部）、官用車整備費（北関東防衛局新潟事務所）、書類運送契約（中国・四国防衛局）、電子式エアクリナー保守契約（中国・四国防衛局）について、固定化されている見積徴取業者以外の複数の履行可能業者から見積書を徴取して見積合わせを実施するなどの改善し、取組の効果として、応札者数の増加及び約 10 万円の低減が図られた。

注) 上記の「削減額による評価」は、今期の自己点検に際して、行政改革推進本部事務局から各府省庁に対して、「調達改善の効果を削減額・削減率、改善件数等により定量的に記載」し、「(下記事例を参考に、) 削減効果をできる限り金額ベースで示す」ことを要請したことを踏まえ、各府省庁が個別に検討して算出したもの。一律の手法を適用するものではなく、総計や単純比較にはなじまない。

各府省庁における調達改善の主な取組

1. 随意契約となっている調達の改善

【内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府】

- 随意契約によらざるを得ない案件であっても、価格交渉を実施することとし、平成 26 年度において 200 件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち 131 件について 15 億 8,185 万円の削減効果（当初提示額の 4.9%）があった。
- 少額随意契約について、ホームページの「調達情報」に案件を掲載し、76 件のオープンカウンタ方式による見積り合わせを実施した。これらのうち、見積提出者が 5 人以上となったものが 45 件、うち 10 者以上となったものが 27 件あった。

【宮内庁】

- 宮内庁随意契約審査委員会において、これまで競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについて、各部局会計担当者が更に改善できる案件が残されていないかを精査し、競争性のない随意契約を行っていた案件 2 件を競争性のある契約とした。
- 宮内庁全体において、新たに随意契約によろうとする場合は、契約の適否について、事前に宮内庁随意契約審査委員会の審査を経ることとしており、平成 26 年度は 10 件の審査を行い、合理的な理由等を審査した。

【公正取引委員会】

- 随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約 3 件について必要性の観点から検証を行い、いずれも必要性を確認した上で調達を行った。
- サーバーのシステム更改作業に係る随意契約及びホームページ等の脆弱性検査に係る随意契約において、最初に提出された見積書の内訳を検討した上、内容を調整して再度見積りを徴するなどして価格交渉を実施し、価格低減に努めたところ、当初見積額と比べ、前者については約 10%（約 17 万円）、後者については 10%（7.5 万円）の削減が図られた。
- リクルートパンフレット等のデータ作成業務について、総合評価落札方式による入札を実施した結果、契約金額について、企画競争による随意契約であった昨年度と比べ、約 30%（約 34 万円）の削減が図られた。

【警察庁】

- 会計課と担当課職員からなる特定調達契約審査委員会を平成 26 年度に 11 回開催し、地方支分部局を含む警察庁全体で 69 件の政府調達案件かつ随意契約を行おうとする全案件について審査を実施し、適正な運用を図った。また、警察庁会計業務検討会議を設置し、外部有識者から、調達改善の取組、随意契約の適正化の推進に係る取組等の会計業務の改善に係る各種取組に対して意見を頂く機会を設けている。
- 銃器付属品については、従来まで銃器と同様に随意契約案件として取り扱ってきたが、平成 26 年度からは可能な範囲で一般競争契約とし、3 件の契約に関し、2～5

<p>者の応札があった。</p> <p>○ 中型ヘリコプターの仕様を見直し、仕様に適合する機種を増やした結果、平成 24 年度における同規模の入札と比較し、応札業者が 2 者から 3 者に増え、競争性が高められた。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 2 件の随意契約について価格交渉を実施したところ、約 24 万円の削減効果があった。また、11 件のオープンカウンタ方式による見積り合わせを実施したところ、約 171 万円の削減効果があった。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 競争性のない随意契約によろうとする際は、事前に消費者庁総務課長、総務課職員により構成する随意契約審査委員会において、その是非を検討した。平成 26 年度にて 10 回開催し、26 件の審査を行った。</p>
<p>【復興庁】</p> <p>○ 一般競争入札によることが困難な契約案件については、競争性のある契約方式（企画競争又は公募）によることを原則とし、企画競争を実施する際には企画競争委員会による審査を行った。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 競争性のない随意契約案件について、会計課及び担当課において競争性のある契約への移行可否の検討、一者しか対応できないことの確認（公募の結果など）を行うことで、随意契約の要件を満たしていることを検証している。</p> <p>○ 調査研究事業に係る契約は、一般競争入札を原則とすることとし、平成 26 年度の契約件数（234 件）のうち、231 件で一般競争入札を実施した。公募となった 3 案件については、公募によらざるを得ない理由を担当課から会計課がヒアリングすることで検証し、次回以降の契約に役立てることとしている。</p>
<p>【法務省】</p> <p>○ 案件ごとに仕様の見直し、競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行った。取組の結果、競争性のない随意契約となった件数が 1,139 件となり、前年度に比べ、46 件減少した。</p> <p>○ 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件のうち 283 件について、一般競争入札を実施した。</p>
<p>【外務省】</p> <p>○ 内部監査等において、競争性のない随意契約の見直しを引き続き行っている。また、情報システムにおいては、随意契約によらざるを得ない契約であっても、CIO 補佐官の助言等を活用して経済性の確保に努めている。さらに契約監視委員会における事後検証も実施している。</p>

【財務省】

- 競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理するものについては、「公共調達
の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）に限定列挙された随意契約
理由を決裁に明記し、各部局の会計監査官が審査・決裁することで、適正な契約の確
保が図られた。

【文部科学省】

- 競争性のない随意契約によらざるを得ない案件に関する取組として、競争性のない随
意契約を行う省内全ての案件（少額随意契約を除く。）を対象に、個別案件ごとに内
部監査組織による調達手続前の監査により、「真にやむを得ない案件かどうか」の観
点で事前検証を行うとともに、事後検証に関する取組として、外部有識者により構成
される契約監視委員会等で事後検証を行った。その結果、1 件については競争性のあ
る契約に移行予定になるとともに、随意契約が真にやむを得ないものに限定された。
また、契約の透明性を確保する観点から、平成 26 年度第 3 四半期までの競争性のな
い随意契約について個別案件単位でとりまとめて公表した。

【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注す
る 1,000 万円以上の競争入札案件及び 500 万円以上の随意契約案件（全 1,474 件）に
対して、308 件の指摘をし、随意契約から一般競争入札等、より競争性のある契約形
態に移行したものが 18 件、1 億 8,400 万円の削減効果が生じた。
- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関
全ての部局が発注する予定価格 250 万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価
格 100 万円を超える物品・役務の契約済案件（3,263 件）から抽出された案件（79
件）を対象に事後審査を実施し、次回の調達に向けての指摘や指導を行った。
- 73 の地方施設等機関に対し会計事務監査指導を実施し、平成 25 年度随意契約案件
（2,026 件）について、一般競争入札への移行（8 件）を指導し、随意契約によらざ
るを得ない案件についても、価格交渉の実施など（12 件）の指導を実施した。また、
平成 25 年度一者応札等の案件（1,274 件）のうち改善の取組が未実施の案件に対し
て 200 事項の指導を実施した。
- 公共調達委員会の審議対象とならない案件（本省及び地方施設等機関全ての部局が発
注する 1,000 万円未満の競争入札案件及び 500 万円未満の随意契約案件）について、
専門の職員 2 名を配置し、54 地方施設等機関等の調達担当職員に対して調達に係る
1,160 事項の個別指導を行い、調達手続き等の適正性の確保について意識付けを行っ
た。

【農林水産省】

- 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、随意契約を対象に 882
件（本省 497 件、地方 385 件）の随意契約の理由及び契約相手方等の事前審査を実施
した。

- 外部有識者で構成される入札等監視委員会において、随意契約（不落随意契約を含む。）を対象に第1～第3四半期分として123件（本省16件、地方107件）の随意契約の理由及び契約相手方等の事後審査を実施した。
- 随意契約及び一者応札を監査事項として39箇所です内部監査を実施した。

【経済産業省】

- 平成26年度の随意契約（少額随意契約等を除く。）の全案件について、官房会計課長が、競争性のある契約方式への移行が可能か、随意契約によらざるを得ない理由の妥当性があるかといった観点から、承認審査を実施し、安易な随意契約の防止等を図っている。その結果、これまで随意契約（企画競争）であった1件が一般競争入札に移行した。
- 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務等について、随意契約であっても個別に価格交渉を実施するように会計課から調達担当課室に指導している。また、第26回契約等評価監視委員会において、随意契約時の価格交渉についての現状分析結果及び今後の取組に係る論点等について報告・審議を行った。
- 平成26年度下半期においては、価格交渉についての事務連絡「随意契約を実施する際の適正価格の確保について」を策定し、平成27年度の契約より、①調達価格の妥当性自己評価（チェックリスト作成）、②外部アドバイザーによる評価を実施する手続を整備し、省内に周知した。
- 外部有識者で構成される契約等評価監視委員会を4回開催（7月、10月、12月、3月）した。競争性のない随意契約については、7月と12月の同委員会において、価格交渉の取組を本格的に導入するにあたり、効果的な手法等について、意見をいただいた。
- 家電製品等の少額物品について、広く簡便に価格情報を収集することができ、安価に調達することができるインターネット取引を活用し、より安価な調達を実施可能とした。平成26年度においては、13件についてインターネット取引に係る調達を実施し、参考見積の価格と比べ平均で11.5%安価に調達できた。
- 少額随意契約を行う案件について、提出箱等へ見積書を受け付けるオープンカウンタ方式による調達により、平成26年度は印刷等の調達を1,307件実施し、平均5.1者／件の見積書の提出があり、競争性と公平性が確保された。

【国土交通省】

- 平成26年度に競争性のない随意契約を締結する全案件を対象に、競争性のある契約への移行可能性を改めて検討する取組を行うとともに、理由等の区分をより明確に整理することとし、結果を半期ごとに公表することとした。また、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件（1,788件、569億円）を対象に、その理由が「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に列挙された理由に該当しており、競争性のない随意契

約となるのはやむを得ないことを確認した。

- 平成 26 年度会計監査実施計画に基づく重点監査事項として 132 部局に対し内部監査を実施し、240 件の競争性のない随意契約のうち 239 件が適正と判断され、1 件が不適正なものと判断された。不適正とされた案件については、来年度以降同様の契約を行う場合には、競争性を確保した契約となるように指導した。

【環境省】

- 少額随意契約を除く全ての随意契約について、毎週開催する契約委員会において、事前審査を実施した。その結果、5 件について、随意契約（企画競争方式を含む）から一般競争契約（総合評価落札方式を含む）に移行させた。また、前年度に随意契約（企画競争方式を含む）であった案件で、一般競争契約（総合評価落札方式を含む）に移行させた案件が 6 件あり、適切性の確保がより図られた。
- 原子力規制庁、地方環境事務所においても、少額随意契約を除く全ての随意契約については、契約委員会を開催して十分な検討を行った。

【防衛省】

- 各会計機関に適正な執行のための部内検討グループを設置し、随意契約の必要性を精査した上で調達を実施している。
- 法令よりも少額随意契約基準を低額に設定し、競争入札を促進している。
- 引き続き、企画競争、公募への移行を促進している。

2. 一者応札となっている調達改善

【内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府】

- 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件については、慎重に検討し、当該案件の受注意思の有無の確認（公募）をした上での随意契約とし、仕様のすり合わせや価格交渉を実施することとしている。
- 競争参加者確保のために、調達予定案件の定期的公表や公告期間の延長、参加要件の緩和等の具体的発注条件の見直し、過去の成果物等の提示、不参加事業者へのアンケートの実施、参入可能者の把握のための市場価格調査、発注予定の事前公表等各種の取組を実施した。取組の結果、平成25年度一者応札案件（平成26年度の継続案件のみの件数）122件のうち36件が複数者応札に改善した。
- 防災関係経費については、公示開始日の前倒し、仕様書の明確化や発注予定の事前公表等の対応を行い、平成25年度一者応札案件（平成26年度の継続案件のみの件数）のうち4件が複数者応札に改善した。
- 平成25年8月から調達情報に関する「メールマガジン」の発行を開始し、ホームページに新規調達内容を掲載した翌日に、登録者へ配信している（メールマガジン購読登録者数は約800名となっている）。また、東京都の障害者就労施設に対してメールマガジンの案内を送付した結果、障害者就労施設の参入機会が拡大した（3者から28件調達）。

【宮内庁】

- 平成26年度における一般競争入札案件134件中129件（96%）において、公告日から入札参加書類の提出日までの期間を開庁日12日間以上とした。
- 入札参加希望者が「参加しにくい」状況になっていないかを重点的に精査することとし、一者応札等となった案件について、業者へのアンケートを実施し、アンケートで得られた意見を仕様書等の見直しに活用した。

【公正取引委員会】

- 一者応札となった案件について、入札不参加者に対してヒアリングを実施し、入札不参加の理由等を確認するなどして、原因分析及びその改善を実施したところ、入札参加者が増えるなど、調達費用について約25%（約94万円）の削減が図られた。

【警察庁】

- 警察通信に関する調達においては、警察庁が保有するソフトウェアの運用・管理に必要な知識・技術の研修、習得に関し、調達可能業者全てに声かけを行った結果、応札業者は1者（平成25年度）から3者となり、契約金額は対前年度比19万7,000円（税抜）、15.2%の削減となった。
- 平成26年度において、意見招請を実施した案件のうち、本庁8件、地方機関2件が複数者応札であった。
- 法令上10日間となっている入札公告期間を原則15日まで延伸した。その結果、入札不参加者に対して実施したアンケート総回答数に占める「応札までの期間が短い」の

<p>回答数の割合が平成 26 年度では 2.31%と減っており（平成 25 年度は 6%）、公告期間を延伸した効果が現れている。</p>
<p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一者応札案件について、「一者応札等事後調査シート」を作成して、応札不参加者から理由等を聴取・分析し、次期調達の際の仕様書に反映させることを可能とした。
<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入札参加資格の緩和、仕様書の内容の見直し、競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保、業務説明会の開催等による周知徹底、公告期間をより確保するといった取組を行った。 ○ 一者応札となった調達においては、要因分析の一環として事業者向けにアンケートを実施したところ、20 件の回答を得た。
<p>【復興庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公告期間をできる限り長く確保した。 ○ 前年度において、一者応札であったもののうち本年度も入札を実施する案件について、一者応札とならないよう、また、より競争性の高い入札となるよう、入札・契約手続審査委員会による審査を行った。 ○ 入札説明書等を受領したものの、入札に参加しなかった者に対し、参加しなかった理由を確認した。
<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般競争入札の実施に当たっては公告期間を 20 日間以上確保すること（全体の 67.3%、前年度 58.4%）、一般競争入札の結果として一者応札となった案件については入札説明会に参加したが応札しなかった業者に理由を把握することで、一者応札の改善に努めている。
<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析し、仕様の見直し及び明確化、公告期間の十分な確保、競争参加資格の見直しなどの契約の競争性、透明性の向上を図る取組を実施した。取組の結果、一者応札となった件数は 835 件となり、前年度に比べ、81 件減少した。
<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 単年度ごとに一者応札（応募）で受注している案件を対象とした事業者へのヒアリング等により要因を分析し、複数年度にわたって連続して一者応札（応募）となった案件についても、同様の分析・改善を実施し、資格要件の緩和、事業単位の細分化を図り、競争性の確保が図られた。
<p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公告期間の十分な確保、同一地域に所在する財務省の他の発注機関のホームページにおいて、相互に入札情報をリンクさせることによる情報提供の場の確保、業務等準備期間の十分な確保、業者等からの聴き取り結果の活用を図り仕様書の見直し等の取組

を行うことにより、149 件の一者応札案件が複数者応札に改善された。

【文部科学省】

- 公益法人が2年連続して受注している案件について、個別案件単位での一者応札・応募の改善方策を策定し、内部監査組織による監査（会計書面監査）により事前検証を行うとともに、外部有識者により構成される契約監視委員会等で事後検証を行った。また、検証後は、契約の透明性を図る観点から、四半期毎に一者応札・応募案件について個別案件単位でとりまとめて公表した。
- 平成 26 年度前期及び後期の調達予定情報（288 件）について、それぞれ 3 月及び 9 月にホームページで公表し、契約の競争性の向上を図った。

【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の競争入札案件及び 500 万円以上の随意契約案件（全 1,474 件）に対して指摘を行う事前審査を実施し、案件単位で指摘を行った結果、前年度一者応札の案件が 44 件解消した（削減効果 1 億 7,800 万円）。
- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する予定価格 250 万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格 100 万円を超える物品・役務の契約済案件（3,263 件）から抽出された案件（79 件）を対象に事後審査を実施している。
- 本省のメールマガジンにより、入札公告を登録者 46,818 者に対し 378 件配信した。

【農林水産省】

- 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札（応募）であった案件及び平成 26 年度において一者応札（応募）になった案件等 2,830 件について、応募要件や仕様書等の事前又は事後審査を実施した。
- 事後審査に関する取組として、外部有識者で構成される入札等監視委員会において、一者応札となった案件（本省及び地方支分部局を含む。）のうち、第 1～第 3 四半期分として 301 件の事後審査を実施した。
- 調達情報のメールマガジン配信（本省：15,796 者登録、1,166 件配信）や本省の入札情報のホームページに、リンク先として地方支分部局の入札等の情報を掲載し、入札参加機会の拡大を図る取組を行った。また、地方支分部局の一部（8 農政局等）でもメールマガジン配信を導入している（約 8,281 者登録）。
- 平成 26 年度の物品・役務等の発注見通し（公告及び契約予定時期）として、延べ 981 件を四半期毎にホームページに掲載した。
- 入札不参加業者へのアンケートを実施し改善策を検討した（786 件）。

【経済産業省】

- 平成 24 年 9 月に策定した「一般競争入札における一者応札問題の改善策」に基づき、①入札前の自己点検（前年度一者応札案件について、担当課室が改善策を策定し、実施状況等を当該担当課室長が確認）、②開札後～契約前の内部点検（一者応札かつ高

落札率案件について、入札手続等の妥当性等を各部局の筆頭課長等が確認)、③契約後の2段階の外部点検(②かつ同一者連続落札案件について、外部監査人及び契約等評価監視委員会が審査を実施)からなる点検プロセスを手順化して、その解消に取り組んでいる(公告前にセルフチェックリストを作成した156件のうち46件が複数者応札となり、平成25年度に外部監査人に審査依頼したもので平成26年度も事業を実施した39件のうち14件が複数者応札となった。

- 入札参加者拡大のための措置として、競争参加資格要件について、資格の等級が「B」又は「C」であるときに上位及び下位のそれぞれ1級の等級にある者を参加できるようにした。
- 調達情報について、メールマガジン等の広報媒体を活用し、主要な委託費・補助金等に係る公告・公募情報はホームページの掲載だけでなく、プレスリリースとともにツイッターによる配信を実施。メールマガジン登録者数は2万6,711名、ツイッターのフォロワー数は10万5,761名(平成27年5月26日時点)となっている。
- 平成26年2月に策定した公募(入札可能性調査)の実施手続をまとめた会計課通達に基づき、平成26年度は35件の公募を実施した。その結果、いずれも特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認され、その者と随意契約を締結した(平成26年度事業のうち、価格交渉の結果、1,000万円を削減できた事業がある。)

【国土交通省】

- 平成25年度の取組を活用しつつ、全ての競争契約を対象に、契約手続前の事前措置を実施した。競争入札を行った事案のうち、結果として一者応札となったもの(高額案件(3億円を超えるもの))については、実施した事前措置の内容、原因分析の手法、今後の課題等を含め、一者応札となった原因を詳細に分析した上で個票に取りまとめ、今後の調達に資するとともに、ホームページ上に公開することとした。当該事案については、概ね同水準であることが確認され(H24:77件、H25:31件、H26:41件)、その原因分析を行ったところ、業務が著しく特殊なため事業者側の施行能力が不足していると考えられるもの27件、仕様に求められる施行能力を満たしているものの事業者側の経営的判断等により不参加となったと考えられるもの24件など複数の要因が輻輳して発生していると考えられることが確認された。また、大半が業務の特殊性から必要となる技術者が不足している等の理由により、やむを得なく一者応札となっている状況についても確認された。

【環境省】

- 一者応札の改善について、平成25年2月に発出した大臣官房会計課長通知「調達手続に係る改善方策について」等に基づき、競争参加資格要件の緩和、入札公告・入札説明書等のホームページへの掲載、準備期間の確保、配点の設定、提案書等の分量の適正化、仕様の明確化、報告書等の積極的な開示といった取組を行った。本省において取組の結果、前年度一者応札であった案件で、複数者が入札に参加した案件が35件あった。

【防衛省】

- 各会計機関に適正な執行のための部内検討グループを設置し、企画競争案件や公募案件に関する競争性の確保等について精査した上で調達を実施している。
- 入札公告期間の拡大、入札参加資格の見直し、複数品目（同等品可）の仕様書への明記等の一者応札改善のための各種取組を実施している。
- 装備品等の調達において、ライセンス生産等に準ずる調達など、随意契約によらざるを得ない契約を類型化しつつ、当該契約について、新規参入が可能である旨を常続的に公示するという制度を平成 25 年 10 月から新たに導入し、平成 25 年度においては、405 件の案件に当制度を適用した。

3. 汎用的な物品・役務の調達改善

<p>【内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府】</p> <ul style="list-style-type: none">○ これまで少額随意契約で調達していた「給与小六法等」等を加えた19件（17品目）の共同調達を幹事官庁として実施した。○ 消耗品の共同調達については、規格の調整、納入予定回数の明記について、更なる仕様の見直しを実施した。
<p>【宮内庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 共同調達について、平成26年度は新規対象品目として「荷物等の配送業務」及び「給与小六法ほかの購入」を追加し、平成25年度と比べて、荷物等の配送業務は約22万円相当（30%）、給与小六法ほかの購入は約1万円相当（7%）の削減が図られた。
<p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 法務省と共同調達を実施した。新規対象品目として郵便切手及び印紙を追加した。郵便切手及び印紙の調達は、これまで資金前渡官吏による支払であったところ、共同調達により支出官払が可能となり、事務手続の負担軽減が図られた。○ 地方事務所及び支所を含めた本局での一括調達や年間契約による調達の対象品目を検討したところ、ノート類について年間の単価契約による調達を実施した。
<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 国交省、総務省と共同調達を実施した。事務用消耗品において、皇宮警察本部を加えて実施したところ、対前年度比1.2%の削減が図られ、共同調達の効果が得られた。また、荷物配送業務については、平成26年5月に検討を開始し、検討を重ねた結果、平成27年度から実施する方向でまとめ、現在実施に向けて作業中である。○ DNA試薬の調達について、平成25年度は警察庁、警視庁及び関東管区内各県警察分を、平成26年度はこれらに加え、近畿管区警察局で近畿管区内各府県警察分を一括して調達したところ、対前年度比3.2%（878万9,000円）の削減が図られ、共同調達の一定の効果が得られた。
<p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 文部科学省等と20件の共同調達を実施した。そのうち、トナー、図書（政官要覧等）、クリーニング、テープ起こし、研修等においては、平成26年度から実施。○ 各局における不要在庫はすべて回収とするなど、消耗品の回収・再活用を実施したところ、購入費用の節減（約12万円）に寄与した。○ 携帯電話の利用実績に即してより低廉な料金プランを利用するように、契約形態の見直しを実施したところ、携帯電話料金の節減（約51万円）に寄与した。
<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 内閣府、内閣官房、内閣法制局、宮内庁及び復興庁と9件の共同調達を実施した（前年度より1件減少）。
<p>【復興庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 内閣府等とともに共同調達の実施に取り組み、14件について共同調達を行った。

【総務省】

- 国土交通省、警察庁と共同調達（9品目）を実施し、平成27年度は2品目を追加する予定である。また、調達回数を減らすことで、事務経費の削減につなげる取組も実施している。
- 複合機、プリンターを再編成し、全体配備台数を減らすとともに、地方支分部局を含めた省全体で一括調達を実施し、調達事務の効率化を図った（配備台数は、最適化前の1,340台から865台に減少した）。

【法務省】

- 本省において、公正取引委員会等と17件（事務用消耗品、自動車運行管理業務、電気設備消耗品等）の共同調達を実施し、自動車運行管理業務については、基本運行管理料が1台当たり4万5,280円（19.8%）削減された。
- 会計機関が設置されている地方支分部局等324官署のうち、306官署において、他官署との共同調達を実施した。これにより、スケールメリットによる契約の競争性の向上及び調達費用の削減が図られたほか、参加官署における事務負担が軽減された。
- 本省を始め261官署において、業務への支障を考慮した上、可能な範囲でリサイクルトナーを活用した。本省においては21種類のリサイクルトナーを活用し、活用前との比較が可能なものについて、トナー1本当たり平均2万18円（79.5%）削減された。

【外務省】

- 在外公館向け邦字新聞の定期購読において、在外公館所在地におけるインターネット環境及び事務の効率化を踏まえ、電子版を導入する等の仕様を見直した結果、新聞送料を約1,100万円（平成25年度比約23%）削減した。

【財務省】

- 地方官署においても共同調達により、今年度からガソリンの調達、現金出納簿の印刷製本、安全靴の購入及びPPC用紙の購入を追加した。
- 2件の情報データ提供サービスを一連の調達として公募していたところ一者応募となっていたことから、業務を切り分け、他の同種の契約に集約して競争入札に移行したことにより競争性が確保されるとともに、約10万円のコスト削減が図られた。
- 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件や予定価格が100万円以下の一部案件について、一般競争入札（27件）又はオープンカウンタ方式（1,081件）を実施したことにより、契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で約300万円のコスト削減が図られるとともに、見積もり合わせを実施する場合に比べ、新規参入業者が増加し、一層の透明性、公正性及び競争性が確保された。
- カメラの購入等15案件について、インターネット取引を利用することにより、約12万円の経費削減を図った。

【文部科学省】

- 共同調達について、調達改善計画で予定していた「クリーニング」及び「テープ起こ

し」の2類型を新規導入したほか、調達改善計画で予定していなかった「図書」についても新規導入した。平成26年度の共同調達では、対前年度比約400万円の削減効果があった。そのうち「クリーニング」及び「テープ起こし」の2類型については、対前年度比約112万円(17.3%)の削減効果があり、対前年度比1割程度の削減目標を達成した。「図書」については、対前年度比約200万円(16.5%)の削減効果があった。

【厚生労働省】

- 本府省間での共同調達に関する取組として、前年度同様、8品目を対象とした。
- 地方支分部局での共同調達に関する取組としては、都道府県労働局が一括調達を実施し、地方支分部局における調達事務の軽減につながる効果を得た。

【農林水産省】

- 本府省間での共同調達に関する取組として、昨年度同様9品目を取り扱った。
- 地方支分部局等での共同調達に関する取組としては、農政局等が調達幹事となり、離島や新設事業所など共同調達の実施が困難な8機関を除く282機関において地方ブロック単位又は県単位で実施し、複数の支出負担行為担当官の契約案件を集約することにより、契約事務手続が簡素化される効果が生じた。

【経済産業省】

- クリーニング業務、蛍光灯類及びトイレットペーパーの共同調達において、平成26年度から特許庁が新規に参加した。
- 地方支部分局での共同調達については、東北経済産業局でコピー用紙、九州経済産業局でガソリン購入及び洗車業務を新たに共同調達として実施し、那覇産業保安監督事務所でトナーカートリッジ及び貨物運送の共同調達に新たに参加した。さらに、関東経済産業局及び九州経済産業局において相手方官署を追加した。これらの取組により、共同調達品目の総数が39品目から41品目、共同調達相手方官署数の総数が47官署から49官署に拡大した。

【国土交通省】

- 本省では平成27年度の共同調達案件の拡大に向けて関係省庁と合意し(平成26年度に9品目実施済)、地方支分部局は中部地方整備局等で共同調達を実施した。
- プリンター等の出力機器等を集約化するMPS(マネージド・プリント・サービス)業務について、各部局への導入計画に向けて検討すべき課題の調査を行い、今後の検討課題を検証している。

【環境省】

- 事務用消耗品等の購入については、平成25年度は204品目だった共同調達の対象品目を平成26年度には205品目とした。新たに追加した1品目については、単価ベースで、前年度比32%程度の削減ができた。また、関東地方環境事務所において572品目を共同調達の対象とするなど地方環境事務所においても取組を推進している。
- 役務については、平成26年度は、3件(配送業務、クリーニング業務、速記・議事

録作成業務)について他省庁との共同調達を実施した。取組の結果、前年度までの効果を維持することができた。

【防衛省】

- 市ヶ谷地区に所在する内部部局などの複数の会計機関で、事務用消耗品、コピー用紙、トナーカートリッジ、一般図書の一括調達を実施した。
- 地方支分部局における一括調達として、防衛医科大学校における各種消耗品の購入を実施し、応札者数が3者から6者に増加した。
- 平成26年度から近畿中部防衛局において、合同庁舎に入居する他省庁との共同調達を実施し、応札者数が3者から6者に増加した。
- 安全保障国際シンポジウム等の会議運営業務委託（防衛研究所）、車両運行管理業務（沖縄防衛局）、車両管理業務（内部部局）について、車両運行管理業務に係る応札条件等、3年以上としていた県内における運転従事歴の期間を1年以上に短縮するなどの改善によって、応札者数の増加及び約400万円の低減が図られた。

4. その他の調達改善

【内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府】

- 復興庁及び消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修について、講演時間の増加、過去の個別相談事例を題材とした実践的な内容、研修生による班別討議及び全体ディスカッションなど、プログラムの見直しを行い、調達アドバイザーによる特別講演を実施した。
- 総合評価落札方式の効果的な活用として、実施可能な案件のうち、経済分析関係、科学技術関係、情報セキュリティ関係などの複数の調達案件において、提案書の審査項目に過去の受注実績や経験・実績を過度に評価せず、入札参加者の参加機会の拡大、競争性の維持が図られた。また、価格による競争性を向上させるため、可能なものは価格点割合の見直しを行い、価格点割合を基準より高く設定した 25 件の調達案件は、それ以外の案件に比し、平均落札率の低下が見られた。
- 国庫債務負担行為を活用する取組として、システム関係経費について、複数年契約を実施し、調達経費及び調達に係る事務の軽減が図られた。また、宇宙関係経費については、国庫債務負担行為を活用するとともに価格交渉を行い、単年度当たり、約 3,200 万円（5 年国債の総額で約 1 億 6,000 万円）の削減が図られた。

【宮内庁】

- 庁内研修において調達改善の取組を周知し、参加職員のスキルアップに寄与した。

【公正取引委員会】

- 新規の調達手続の担当者に対し、会計法令等の解説、調達改善事例の紹介等を行う研修を実施した。

【警察庁】

- これまで単年度で整備してきた 23m 型船舶については、2 ヶ年の国庫債務負担行為として予算を確保し、契約から納入までの期間を前回の 9 ヶ月から 15 ヶ月に延伸し、主機関の仕様見直しなどを実施したところ、新規参入業者を含む 2 者が競争参加し、前回調達時から 5.4% (1,700 万円) の削減となった。
- 警察庁独自の研修のほか、他省庁主催の研修にも積極的に職員を参加させた（財務省主催 3 研修、防衛省主催 1 研修、警察庁主催 8 研修）。
- 本庁調達では 17 件（95 億円）、地方調達では 9 件（15 億円）について総合評価方式による一般競争入札を実施した（平成 25 年度比 本庁 4 件減、57 億円減。地方 4 件減、1 億円減）

【金融庁】

- 政府調達に該当するシステム調達案件について、総括審議官及び各局総務課長等をメンバーとする「情報システム調達会議」を 6 回開催し、19 件の調達予定案件について審議を行うことで、調達の必要性、契約方針等の適切性の確保に寄与した。
- 政府調達案件を含む全てのシステム調達について、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、各局総務課長等が検証を行うことで、調達の必要性、契約方針

<p>等の適切性の確保に寄与した。</p>
<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府にて実施される会計実務研修に参加し、参加職員のスキルアップが図られ、講義内容及び資料の共有を図った。
<p>【復興庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府主催の会計実務研修に参加するなど職員のスキルアップに努めた。
<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報システムの調達において、仕様書や積算の妥当性を担保するため、高額案件（予定価格 80 万 S D R 以上、平成 26 年度 28 件）については C I O 補佐官との相談結果が添付され、徹底されている。 ○ 研究開発に係る委託について、見積りの適正性や証拠書類の精査等のチェックの徹底に加え、契約金額の大きな案件（平成 26 年度 204 件）では監査法人による精算金額のチェックを実施している。 ○ 複数年度契約による調達コスト低減が期待できる案件を洗い出し、国庫債務負担行為の活用の事務連絡を行い、平成 27 年度概算要求にて 13 件を要求した。
<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本省における情報システム案件について、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計 36 件締結した。また、C I O 補佐官の助言を受けて仕様の見直しなどを実施した。契約を締結した 36 件のうち、前契約時に一者応札となっていた案件 2 件について複数者による応札があり、競争性が確保された。 ○ 庁舎維持管理に係る調達について、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用により、国庫債務負担行為活用前との比較が可能な 12 件では、年間計 133 万 9,000 円の調達費用が削減された。 ○ 平成 26 年度に内部監査を実施した地方支分部局等 120 官署において、調達改善計画に盛り込んだ取組事項等の実施状況を調査した。また、監査対象庁の職員に対し、取組事項等の周知を行った。
<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務発生の都度契約していた「在留届電子届出システム及び領事関連データ管理システム等の保守付随作業（在外公館開閉館等の対応改修）」について、単価契約とすることで業務効率化を実施した。 ○ 単年度に契約していた「領事業務情報システムの端末等に係る機器等の賃貸借・保守業務一式」について、国庫債務負担行為による複数年度契約を活用した一般競争入札を実施した。

【財務省】

- 本省において、情報システムの専門知識を有する契約専門官による予定価格のチェック、情報システムの調達コストの妥当性の検証を情報システム調達案件全件において実施し、適切な予定価格の積算が確保された。また、新規参入業者にとって不利となることがないように、既存の設計書等の内容を積極的に開示する取組により、一層の競争性の向上が期待できる。
- 情報システムの目的・用途が仕様の内容と見合ったものになっているか等の観点からCIO補佐官による審査を、情報システムの調達案件122件（うち外局51件）について実施し、情報システムの目的・用途と仕様書の整合性がより図られた。
- 総合評価落札方式の改善として、より適正な評価手法を選択することにより、評価の透明性、中立性及び公正性の向上を図るため、「情報システムの調達に係る総合評価落札方式に関する財務省標準ガイドライン」を策定し、平成27年1月19日付で各部局に通知した。

【文部科学省】

- 情報システムの調達において、CIO補佐官から仕様等の助言を得る等、民間のノウハウ・知見を活用した。
- 全体の調達額の約5割を占める教育、研究開発等の委託契約について、外部有識者で構成する審査委員会が、一般競争入札案件（総合評価）42件、随意契約案件（企画競争）44件を審査したことにより、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保が図られた。
- 国庫債務負担行為の活用の取組として、施設等機関の電子計算機等借料2件、約5.4億円について国庫債務負担行為として予算措置した。

【厚生労働省】

- 職員の調達スキル向上の取組として、54地方施設等機関等の調達担当職員に対して調達に係る個別指導を行うための専門職員2名を配置し、1,160件の指導を行い、競争性阻害要因の分析や予定価格の妥当性などについて指導を行った。
- 国庫債務負担行為を活用する取組として、前年度の公共調達委員会で審議された案件のうち3件について、国庫債務負担行為の措置を施すこととした。
- 入札談合等の未然防止を図る観点から、公正取引委員会の講師を招聘し、本省内の調達事務担当者を対象に研修を実施した。

【農林水産省】

- 情報システムの調達に関する取組としては、10万SDR未満の案件も含めて、CIO補佐官の助言又は確認を受けたのは77件あり、そのうち業務内容の記載の明確化、業者資格や実務担当者スキルといった応札条件の緩和などの助言を受けた53件については、発注手続前に仕様書を見直すなど改善対応ができた。
- 総合評価落札方式を活用する取組として、コンピュータ製品、施設工事、調査、研究開発、広報業務等の省全体での調達案件269件を総合評価落札方式で実施した。また、

本省における調査、研究開発、広報業務の新規発注案件（159件）については、入札・契約手続審査委員会にて仕様書の内容を確認するなど事前審査を実施した。

- 国庫債務負担行為を活用する取組として、主に複合機やパソコンなどの賃貸借契約に当たり、平成26年度に省全体で146件（契約金額約443億円）の国庫債務負担行為を活用した。平成27年度については100件の新規案件を活用予定。
- インターネット取引を利用する少額の物品調達の手続を策定し、当該調達を6件実施した。

【経済産業省】

- 情報システム関係について、予定価格が80万SDR以上となる17件の調達案件について、民間の調達支援業者を活用して適正な仕様を作成するとともに、CIO補佐官から仕様など調達に関して助言を得て手続を進めるなど、民間ノウハウ・知見を反映させている。
- 会計業務・予算執行担当の職員の育成等について、各種例規・マニュアル等を省内イントラネットに掲載するとともに、委託費及び補助金等の執行及び会計検査院からの指摘事項等に関し、全部局の予算執行職員向けの研修を4回実施した。また、地方経済産業局（9箇所）の予算執行職員等に対し、委託費・補助金等に係る研修を実施した。さらに、会計業務に係るeラーニングについて、委託費及び補助金の執行に係る演習問題のアップ等による充実化を図るとともに、予算執行上の注意事項等に関する全職員向けのメールマガジンを毎月配信した（26年度は全12回配信）。
- 平成26年1月に予算執行データベースを構築し、同年4月から本格運用を開始した。予算執行職員が仕様書・評価項目等を作成する際に、過去にわたっての他部局のものを参照可能にすることで、執行スキルの向上やノウハウ共有をより効率的に図ることができる。

【国土交通省】

- 公共工事の総合評価落札方式に関する取組として、技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の負担増大などが課題となっていることから、施工能力を評価するタイプと、技術提案を評価するタイプに二極化するなどの総合評価落札方式の改善策を、全地方整備局等で本格運用を実施。競争参加者・発注者の双方において、資料作成や審査における一定の負担軽減効果があることを確認した。
- 会計事務基礎研修において、新たに「調達改善計画」のカリキュラムを設けて実施した。
- システムの統合及びボリュームディスカウント等によるコスト縮減（最適化前の経常経費との差異、年間換算約2億円）を実現した。

【環境省】

- 総合評価落札方式や企画競争方式においては、実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利にならないような配点の設定とすること、新規の事業者でも積極的に競争参加できるように提案書等の分量が業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量となるよう項目ごとにページ数を指定等することに努めた。

【防衛省】

- 自衛隊の装備品について、経費削減効果の見込まれるものを単年度にまとめて調達（まとめ買い）し、平成 26 年度では、契約の結果以下の効果が見られた。
 - ・ 12 式地对艦誘導弾について、約 81 億円節減
 - ・ 交戦訓練用装置について、約 15 億円節減
 - ・ 護衛艦の近距離防空システム（C IWS）改修器材について、当初約 165 億円の節減を見込んでいたところ、約 174 億円を節減
 - ・ たかなみ型護衛艦の短SAMシステム機能向上用器材について、約 28 億円節減
 - ・ 戦闘機（F-2）能力向上レーダーについて、約 12 億円節減
- 民生品の使用や装備品の仕様の見直しにより、平成 26 年度では、契約の結果以下の効果が見られた。
 - ・ 災害派遣等多目的に対応する救難艦の建造にあたって商船仕様・民生品の活用により、約 60 億円を節減
 - ・ P-3C 搭載レーダーの能力向上にあたって、より費用対効果の高い装置の活用により、約 18 億円を節減
- 再委託等に係る手続の適正化として、不適切な再委託が行われることを防止するため、契約書のひな形を改定するなど、再委託等に関する事項（禁止事項、承認手続等）を設定して改善した。

国の調達に係る契約金額(平成25年度)

参考 3

(単位:億円)

合計 81,986	公共工事等 38,790	物品役務等 43,196																														
国土交通省 36,308	32,263	4,045																														
防衛省 23,604	2,190	21,414																														
農林水産省 6,841	2,114	4,727																														
経済産業省 2,531	3	2,528																														
厚生労働省 2,139	37	2,102																														
内閣府・内閣官房 1,917	684	1,233																														
環境省 1,524	668	856																														
財務省 1,397	185	1,212																														
法務省 1,383	220	1,163																														
文部科学省 1,162	11	1,151																														
	<table border="1"> <tr> <td>総務省</td><td>993</td> <td>最高裁判所</td><td>358</td> <td>人事院</td><td>67</td> <td>国立国会図書館</td><td>44</td> <td>公正取引委員会</td><td>5</td> </tr> <tr> <td>警察庁</td><td>946</td> <td>国会事務局</td><td>91</td> <td>宮内庁</td><td>53</td> <td>消費者庁</td><td>15</td> <td>内閣法制局</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>外務省</td><td>466</td> <td>復興庁</td><td>79</td> <td>金融庁</td><td>48</td> <td>会計検査院</td><td>12</td> <td>特定個人情報保護委員会</td><td>0</td> </tr> </table>	総務省	993	最高裁判所	358	人事院	67	国立国会図書館	44	公正取引委員会	5	警察庁	946	国会事務局	91	宮内庁	53	消費者庁	15	内閣法制局	3	外務省	466	復興庁	79	金融庁	48	会計検査院	12	特定個人情報保護委員会	0	
総務省	993	最高裁判所	358	人事院	67	国立国会図書館	44	公正取引委員会	5																							
警察庁	946	国会事務局	91	宮内庁	53	消費者庁	15	内閣法制局	3																							
外務省	466	復興庁	79	金融庁	48	会計検査院	12	特定個人情報保護委員会	0																							

注: 契約金額は平成25年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く)である。なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

出典:内閣官房調査

国の調達に係る契約種別の全体像（平成25年度）

（単位：件、億円）

府省庁名	競争契約				合計								合計						
	件数		金額		件数		金額		競争性のある随意契約		競争性のない随意契約		件数	金額					
	割合	割合	割合	割合	割合	割合	競争性のある随意契約		競争性のない随意契約										
							件数	金額	件数	金額	件数	金額							
内閣官房・内閣府	(平成25年度)	1,586	64%	878	46%	873	36%	1,039	54%	233	9%	231	12%	640	26%	808	42%	2,459	1,917
	(平成18年度)	1,106	40%	614	46%	1,674	60%	716	54%	585	21%	160	12%	1,089	39%	557	42%	2,780	1,330
内閣法制局	(平成25年度)	10	67%	3	91%	5	33%	0	9%	5	33%	0	9%	0	0%	0	0%	15	3
	(平成18年度)	9	35%	0	0%	17	65%	1	100%	0	0%	0	0%	17	65%	1	100%	26	1
宮内庁	(平成25年度)	212	61%	34	64%	133	39%	19	36%	49	14%	11	21%	84	24%	8	16%	345	53
	(平成18年度)	217	54%	18	35%	183	46%	33	65%	8	2%	1	2%	175	44%	32	63%	400	51
公正取引委員会	(平成25年度)	54	72%	3	69%	21	28%	2	31%	5	7%	0	5%	16	21%	1	26%	75	5
	(平成18年度)	32	41%	1	29%	47	59%	3	71%	3	4%	0	5%	44	56%	3	66%	79	5
警察庁	(平成25年度)	1,908	64%	543	57%	1,091	36%	403	43%	496	17%	275	29%	595	20%	128	14%	2,999	946
	(平成18年度)	1,325	40%	295	41%	1,982	60%	432	59%	156	5%	76	10%	1,826	55%	356	49%	3,307	727
金融庁	(平成25年度)	121	57%	37	77%	93	43%	11	23%	72	34%	9	19%	21	10%	2	4%	214	48
	(平成18年度)	72	31%	13	25%	160	69%	39	75%	30	13%	9	17%	130	56%	30	58%	232	52
消費者庁	(平成25年度)	74	64%	5	36%	41	36%	10	64%	0	0%	0	0%	41	36%	10	64%	115	15
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	(平成25年度)	33	12%	5	6%	238	88%	74	94%	79	29%	11	13%	159	59%	64	81%	271	79
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	(平成25年度)	857	42%	390	39%	1,165	58%	603	61%	1,023	51%	461	46%	142	7%	141	14%	2,022	993
	(平成18年度)	801	40%	184	27%	1,201	60%	497	73%	440	22%	168	25%	761	38%	329	48%	2,002	680
法務省	(平成25年度)	5,412	79%	1,101	80%	1,417	21%	282	20%	232	3%	80	6%	1,185	17%	202	15%	6,829	1,383
	(平成18年度)	3,275	46%	1,503	64%	3,789	54%	837	36%	266	4%	48	2%	3,523	50%	790	34%	7,064	2,340
外務省	(平成25年度)	448	35%	51	11%	822	65%	414	89%	305	24%	94	20%	517	41%	320	69%	1,270	466
	(平成18年度)	247	19%	30	12%	1,058	81%	227	88%	182	14%	18	7%	876	67%	209	81%	1,305	257
財務省	(平成25年度)	4,176	62%	783	56%	2,563	38%	613	44%	1,713	25%	219	16%	850	13%	394	28%	6,739	1,397
	(平成18年度)	4,513	59%	860	39%	3,187	41%	1,329	61%	486	6%	142	7%	2,701	35%	1,186	54%	7,700	2,189
文部科学省	(平成25年度)	487	15%	123	11%	2,771	85%	1,039	89%	2,355	72%	549	47%	416	13%	489	42%	3,258	1,162
	(平成18年度)	377	9%	213	10%	3,824	91%	1,886	90%	3,129	74%	1,088	52%	695	17%	798	38%	4,201	2,099
厚生労働省	(平成25年度)	3,933	55%	641	30%	3,169	45%	1,497	70%	872	12%	337	16%	2,297	32%	1,160	54%	7,102	2,138
	(平成18年度)	5,569	36%	1,083	20%	9,710	64%	4,449	80%	2,303	15%	610	11%	7,407	48%	3,839	69%	15,279	5,532
農林水産省	(平成25年度)	11,761	84%	6,363	93%	2,301	16%	478	7%	1,076	8%	261	4%	1,225	9%	217	3%	14,062	6,841
	(平成18年度)	9,529	51%	5,392	76%	9,182	49%	1,722	24%	1,313	7%	543	8%	7,869	42%	1,179	17%	18,711	7,114
経済産業省	(平成25年度)	1,234	48%	672	27%	1,338	52%	1,859	73%	883	34%	1,512	60%	455	18%	347	14%	2,572	2,531
	(平成18年度)	547	16%	251	13%	2,873	84%	1,739	87%	1,853	54%	1,007	51%	1,020	30%	732	37%	3,420	1,990
国土交通省	(平成25年度)	39,835	79%	33,663	93%	10,433	21%	2,645	7%	6,011	12%	1,573	4%	4,422	9%	1,072	3%	50,268	36,308
	(平成18年度)	39,500	61%	22,499	76%	25,205	39%	7,287	24%	7,727	12%	2,152	7%	17,478	27%	5,135	17%	64,705	29,787
環境省	(平成25年度)	1,550	57%	919	60%	1,156	43%	604	40%	649	24%	480	32%	507	19%	124	8%	2,706	1,524
	(平成18年度)	720	35%	89	23%	1,341	65%	303	77%	503	24%	134	34%	838	41%	169	43%	2,061	392
防衛省	(平成25年度)	17,598	42%	5,118	22%	24,431	58%	18,486	78%	16,371	39%	7,946	34%	8,060	19%	10,540	45%	42,029	23,604
	(平成18年度)	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他	(平成25年度)	1,724	60%	377	66%	1,160	40%	194	34%	275	10%	86	15%	885	31%	108	19%	2,884	571
	(平成18年度)	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合計	(平成25年度)	93,013	63%	51,710	63%	55,221	37%	30,272	37%	32,704	22%	14,135	17%	22,517	15%	16,137	20%	148,234	81,982
	(平成18年度)	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	16%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

出典：公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップ」及び内閣官房調査

注1 件数及び金額は、各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。

注2 「その他」：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館、最高裁判所及び特定個人情報保護委員会

国の調達に係る応札状況の全体像（平成25年度）

（単位：件）

府省庁名	一般競争契約			1者割合	指名競争契約			1者割合	企画競争を実施			1者割合	公募を実施			1者割合
	1者	2者以上	合計		1者	2者以上	合計		1者以下	2者以上	合計		1者以下	2者以上	合計	
内閣官房・内閣府	421	889	1,310	32%	45	231	276	16%	65	46	111	59%	80	20	100	80%
（平成19年度）	400	856	1,256	32%	14	214	228	6%	111	223	334	33%	199	34	233	85%
内閣法制局	3	7	10	30%	0	0	0	0%	0	0	0	0%	4	1	5	80%
（平成19年度）	7	13	20	35%	0	0	0	0%	0	0	0	0%	5	2	7	71%
宮内庁	23	108	131	18%	0	81	81	0%	0	2	2	0%	17	1	18	94%
（平成19年度）	14	36	50	28%	0	189	189	0%	0	1	1	0%	1	1	2	50%
公正取引委員会	6	34	40	15%	0	0	0	0%	0	1	1	0%	0	2	2	0%
（平成19年度）	21	41	62	34%	0	0	0	0%	0	3	3	0%	0	0	0	0%
警察庁	467	1,309	1,776	26%	2	130	132	2%	2	7	9	22%	338	0	338	100%
（平成19年度）	382	921	1,303	29%	0	103	103	0%	5	33	38	13%	48	0	48	100%
金融庁	42	79	121	35%	0	0	0	0%	1	3	4	25%	55	10	65	85%
（平成19年度）	39	78	117	33%	0	0	0	0%	12	27	39	31%	35	12	47	74%
消費者庁	26	48	74	35%	0	0	0	0%	0	0	0	0%	7	0	7	100%
（平成19年度）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	5	28	33	15%	0	0	0	0%	1	70	71	1%	1	7	8	13%
（平成19年度）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	234	623	857	27%	0	0	0	0%	57	723	780	7%	234	0	234	100%
（平成19年度）	672	444	1,116	60%	0	0	0	0%	66	552	618	11%	98	0	98	100%
法務省	916	4,482	5,398	17%	0	14	14	0%	4	4	8	50%	48	10	58	83%
（平成19年度）	1,362	2,931	4,293	32%	2	447	449	0%	23	13	36	64%	51	11	62	82%
外務省	67	339	406	17%	0	42	42	0%	53	199	252	21%	18	32	50	36%
（平成19年度）	100	213	313	32%	0	21	21	0%	59	104	163	36%	29	18	47	62%
財務省	737	3,439	4,176	18%	0	0	0	0%	3	36	39	8%	376	1,060	1,436	26%
（平成19年度）	1,425	3,909	5,334	27%	0	0	0	0%	12	112	124	10%	369	287	656	56%
文部科学省	193	294	487	40%	0	0	0	0%	120	2,140	2,260	5%	42	41	83	51%
（平成19年度）	277	284	561	49%	0	0	0	0%	91	4,501	4,592	2%	30	9	39	77%
厚生労働省	1,056	2,877	3,933	27%	0	0	0	0%	454	128	582	78%	153	20	173	88%
（平成19年度）	1,949	4,480	6,429	30%	2	278	280	1%	745	221	966	77%	552	1,877	2,429	23%
農林水産省	2,811	7,495	10,306	27%	7	1,448	1,455	0%	187	462	649	29%	26	244	270	10%
（平成19年度）	2,021	4,437	6,458	31%	304	4,886	5,190	6%	629	664	1,293	49%	176	161	337	52%
経済産業省	484	750	1,234	39%	0	0	0	0%	162	613	775	21%	12	71	83	14%
（平成19年度）	931	885	1,816	51%	0	2	2	0%	193	949	1,142	17%	6	3	9	67%
国土交通省	10,593	19,312	29,905	35%	65	9,865	9,930	1%	2,182	3,368	5,550	39%	289	3	292	99%
（平成19年度）	8,938	16,697	25,635	35%	29	13,665	13,694	0%	1,870	4,870	6,740	28%	4,007	23	4,030	99%
環境省	823	652	1,475	56%	32	43	75	43%	72	90	162	44%	56	370	426	13%
（平成19年度）	366	462	828	44%	5	147	152	3%	204	370	574	36%	63	0	63	100%
防衛省	4,799	11,893	16,692	29%	11	895	906	1%	790	44	834	95%	11,105	317	11,422	97%
（平成19年度）	5,433	11,329	16,762	32%	64	2,475	2,539	3%	1,960	67	2,027	97%	10,542	196	10,738	98%
その他	422	1,275	1,697	25%	1	26	27	4%	9	25	34	26%	38	12	50	76%
（平成19年度）	424	1,337	1,761	24%	0	155	155	0%	12	23	35	34%	34	5	39	87%
合計	24,128	55,933	80,061	30%	163	12,775	12,938	1%	4,162	7,961	12,123	34%	12,899	2,221	15,120	85%
（平成19年度）	24,761	49,353	74,114	33%	420	22,582	23,002	2%	5,992	12,733	18,725	32%	16,245	2,639	18,884	86%

出典：公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップ」及び内閣官房調査

注1 件数は、各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。

注2 「その他」：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館、最高裁判所及び特定個人情報保護委員会

霞が関周辺に所在する府省における共同調達実施状況(平成26年度)

(単位:千円)

調達グループ 調達品目		警察庁・総務省・ 国土交通省 (合同庁舎2号館、 3号館)	人事院・厚生労働省・ 環境省 (合同庁舎5号館)	法務省・ 公正取引委員会 (合同庁舎6号館)	金融庁・ 文部科学省・ 会計検査院 (合同庁舎7号館)	内閣府 (内閣法制局含む)・ 宮内庁・消費者庁・ 復興庁	外務省・財務省・ 経済産業省・ 農林水産省
物品	事務用消耗品	72,402	48,533	35,526	48,124	43,316	107,471
	紙類 (コピー用紙除)	2,548					3,700
	OA機器消耗品	4,260					4,371
	清掃用消耗品	5,396					6,331
	蛍光灯	3,344		2,765	施設管理(PFI) に含む	1,221	1,045
	書籍			33,938	●	10,079	26,146
	トナー			25,699		57,437	70,279
	コピー用紙		68,993	48,011		76,393	67,985
	ガソリン		8,353	14,681		16,261	33,904
	トイレットペーパー	9,049	4,290	清掃用消耗品 に含む	施設管理(PFI) に含む	1,539	8,983
	防災用品	16,732	12,132			34,333	28,382
役務	速記	14,148		10,310		46,281	63,768
	配送		11,915	6,215		12,686	10,257
	クリーニング	2,725	1,202	2,370	●	739	1,463
	健康診断						18,230
その他			●	29,562		2,856	
26年度合計							
	1,327,523	130,604	155,419	215,842	267,998	375,297	182,362
25年度合計							
	1,316,703	151,197	151,751	215,571	281,036	346,798	170,350
24年度合計							
	1,153,740	122,348	71,994	184,876	295,053	309,169	170,300

注1.「●」は、平成26年度から新たに共同調達を実施した品目である。

注2.「数字」は、契約金額(単価契約については予定数量ベース)である。

注3.「その他」は、自動車運行管理、車検、製本、衛生設備関係備品、空調設備関係消耗品、郵便切手類及び印紙(以上合同庁舎6号館グループ)、電動自転車賃貸借(内閣府グループ)である。

	重点的な取組	継続的な取組	その他の取組
内閣官房及び内閣法制局・内閣府 本府	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札が継続している案件の随意契約への移行等 継続する随意契約、一者応札案件等について、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証を試行的に実施 総合評価落札方式等において男女共同参画等に係る取組状況を評価項目として設定 	<ul style="list-style-type: none"> 価格交渉の推進(外部専門家の助言の活用) システム関係経費の削減(仕様書の精査等) 一者応札の改善(過去の成果物等の公表等) 主要経費(宇宙関係、進業化学関係等)の削減 仕様書の模範例等の情報提供 オープンカウンタ方式の活用 	<ul style="list-style-type: none"> カード決済について、電子図書等の購入や学会参加費の支払いにおけるカード決済の導入(試行)
宮内庁	<ul style="list-style-type: none"> 組織的な情報共有(競争性の高い契約方式に移行できた案件、一者応札解消に向けたアンケート調査結果) 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の見直し(随意契約によらざるを得ない理由の審査、情報の公表) 一者応札の改善(十分な公告期間の確保、仕様書等の内容の精査等) 共同調達の一層の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 包括旅行の利用拡大、チケット手配等のアウトソーシング拡大
公正取引委員会	<ul style="list-style-type: none"> 多くの事業者からの見積り徴収 仕様書の見直し(調達条件の緩和) 随意契約における価格交渉の実施 調達の必要性、代替可能性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 調達手続、契約内容等の審査及び検証(随意契約の事前審査の実施、契約の事後検証の実施) 一者応札の改善(原因分析、随意契約へ切り替え、価格交渉の実施) 汎用的な物品・役務における共同調達(共同調達の拡大及び品目の増加) 	<ul style="list-style-type: none"> 調達事務に係る研修、検討会等の実施(調達改善の事例等をインターネットに掲載) 他府省庁等の優良改善事例の研究
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> 2号館グループでの共同調達の拡大(現状9品目にガソリンの給油及び荷物配送業務を追加) DNA試薬における共同調達の品目拡大の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の見直し(随意契約方法等の審査等) 一者応札の改善(公告期間の延伸等の実施) 総合評価落札方式の継続実施 人材育成の研修実施、庁内の情報共有強化 旅行代理店へのアウトソーシングの活用 	なし
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 公募へ移行する場合の検討プロセスの策定 契約金額の適正性の検証(価格交渉)のためのチェックシート等の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムに関する取組(仕様・調達予定価格の適正性審査等) 随意契約の見直し(オープンカウンタ方式の活用) 一者応札の改善(事後審査の実施等) 共同調達の維持、情報システム担当者等研修 	なし
消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格の緩和等とともに、公募による随意契約等への移行の検討を行い、調達件数または契約金額の前年度比10%削減を目指す 市場価格調査の実施、複数者から見積書の聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の見直し(随意契約審査委員会における承認) 総合評価落札方式の積極的採用 汎用的な消耗品の調達や役務契約についての共同調達の移行(内閣府グループ) 	<ul style="list-style-type: none"> 研修への参加、勉強会の開催 外部有識者による個別調達案件の点検
復興庁	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札となった原因等の調査(アンケート、ヒアリングによる原因調査) 競争参加資格、仕様等の見直し 発注予定の事前公表、公告時期の早期化 新規参入者にも配慮した業務内容の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の見直し(入札・契約手続審査会等での審査) 共同調達への参加(内閣府グループ) 研修への参加 	なし
総務省	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究事業に係る契約の一般競争入札(必要に応じ総合評価方式)の原則化 共同調達における品目拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の見直し(随意契約の妥当性、一般競争への移行の可否の検証) 一者応札の改善(アンケート調査の実施と事後検証) 一般競争入札の充実(公告期間・方法等の改善、応募要件の緩和、仕様内容の充実等) 	<ul style="list-style-type: none"> 情報システム調達における情報共有による能力向上や仕様書や積算等の妥当性の精査 旅費において、出張バツクの活用 国庫債務負担行為の活用 出力機器の最適化 インターネット取引の実施
法務省	<ul style="list-style-type: none"> 情報システム調達(CIO補佐官の活用による仕様の見直し、国庫債務負担行為の活用) 庁舎維持管理調達(国庫債務負担行為の活用) 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約見直し(企画競争、公募の検討) 一者応札改善(仕様見直し等) 汎用品(共同調達の継続実施) 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルトナーの活用 少額随意契約可能案件における競争入札等の検討 人事評価への反映など
外務省	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の見直し ①実施者が限られる理由を分析 ②有利な条件を引き出す手段を検討 ③事例や理由の積極的な情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札の改善(適切な履行期間の確保、経済性効率性を踏まえた事業単位の見直し等) 汎用的な物品・役務(共同調達の実施、仕様の見直し) システム関係経費(外部CIO補佐官の関与強化) 	<ul style="list-style-type: none"> 「電子調達システム」及び「物品管理システム」の導入に係る外部コンサルタントの活用 調達手続きに関するマニュアルの改訂 人事評価制度の有効活用 調達情報の公開
財務省	<ul style="list-style-type: none"> 情報システム関係経費において 契約専門官の知見の活用 予定価格積算の参考資料として徴求する参考見積書の妥当性の評価 適切な総合評価落札方式の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の見直し 一者応札の改善(様々な改善策を講じても改善されない場合には、公募を実施した上で随意契約に移行) カード決済促進(複数年度利用の活用) 人材育成(トレーニー制度の活用) 	<ul style="list-style-type: none"> 「一者応札が改善した事例」他他の部局にも有益な情報の共有化
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> インターネット取引による調達の実施 委託事業で取得した物品に係る事務手続効率化 教育・研究開発等の委託契約見直し(必要性等の事前審査) 共同調達実施 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約見直し(価格交渉実施、実施事例の共有) 一者応札改善(競争性向上の取組、特定の者のみ実施可能と見込まれる案件は公募を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式、企画競争の改善 国庫債務負担行為の活用 オープンカウンタ方式の導入など
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札に関する取組(特定一者にしか履行しえない案件を公募して価格交渉を含む随意契約とする、メルマガの活用等) 	<ul style="list-style-type: none"> 共同調達委員会等による取組 共同調達の継続的実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国庫債務負担行為の活用 出張旅費の効率化 人事評価への反映
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札改善(応札者増加取組) 汎用品調達の見直し(共同調達対象に「ガソリン」追加) 情報システム調達見直し(CIO補佐官等の支援を得て効果的な仕様書を作成) 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約見直し(競争性ある契約への移行検討など) 	<ul style="list-style-type: none"> ネット取引による調達(平成27年度から試行) 総合評価方式の活用 会計実務研修の実施など
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札改善のための更なる環境整備(チェックリストのDB化、改善事例共有化) 入札可能性調査の実施拡大及び効果検証 調達価格の妥当性評価の推進 共同調達の品目拡大 インターネット調達の拡大 オープンカウンタ方式の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な随意契約の締結 一者応札の解消に向けた取組 共同調達等の有効活用 情報システム関係経費における調達の見直し 人材育成・情報の共有等 	<ul style="list-style-type: none"> ペーパーレス化の促進 調達情報の開示 省内からの業務改善提案の収集
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 共同調達の拡大(対象品目の増加) MPS業務の推進(導入部局の拡大) 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約見直し(競争性ある随意契約への移行可能性検討) 一者応札見直し(一者応札原因分析、適正な契約方式移行検討) 公共工事調達(総合評価方式の活用・改善) 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価における適切な評価 調達改善に係る研修実施 調達情報発信強化
環境省	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札解消に向けたアンケート調査結果の組織的共有 公募による随意契約への移行の検討 少額随意契約の更なる改善(予定価格が少額随意契約の範囲内で一般競争入札に移行) 	<ul style="list-style-type: none"> 汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用(共同調達の対象品目等の拡大) 随意契約の見直し(事前事後審査、仕様の見直し等) 一者応札の改善(公告期間等の徹底等) システム調達におけるCIO補佐官からの助言 	なし
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> 国庫債務負担行為を最長10箇年に延長できる立法措置を取り、長期契約での調達額を削減 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な随意契約の実施 一者応札の改善 共同調達等の実施と品目拡大の検討 総合評価方式、企画競争の適切な実施 装備品のまとめ買いの適切な実施 人材育成、情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 立法措置による防衛装備庁(仮称)を設置

平成 26 年度調達改善に係る優良取組事例

事例 1 一者応札解消のための多段階点検プロセスの導入【経済産業省（大臣官房会計課）】

○ 取組の概要

経済産業省では、一者応札の解消のため、以下の①から③までの多段階点検プロセスを内規により手順化し、その解消に取り組んでいる。

① 入札前の自己点検

前年度一者応札全案件について、担当課室が、入札公告前に、一者応札に係る改善項目をまとめたセルフチェックリストに基づき改善策を策定し、担当課室長がその実施状況等を確認する。

② 開札後、契約締結前の内部点検

前年度実績に関わらず、一者応札かつ高落札率（95%以上）となった案件について、各部局の筆頭課長等が、契約締結前に、入札手続の妥当性等を確認する。

③ 契約締結後の二段階の外部点検

前年度実績に関わらず、一者応札かつ高落札率（95%以上）かつ同一者連続落札となった案件について、契約締結後に、外部監査人及び契約等評価監視委員会による二段階の審査を実施する。

○ 取組の効果

- ・平成 26 年度上半期に、前年度一者応札の全案件 138 件について、①「入札前の自己点検」を行った結果、当該 138 件中 39 件が複数者応札となった。
- ・平成 25 年度に、一者応札かつ高落札率（95%以上）かつ同一者連続落札となったために③「契約締結後の二段階の外部点検」の外部監査人への審査を依頼した案件のうち、平成 26 年度も入札を実施したものは 36 件であったところ、当該 36 件中 13 件が複数者応札となった。

○ 評価

一者応札の解消のための点検を多段階のものとすることによって取組の実効性を高めたり、点検手順を内規で定めることによって取組の実施の徹底を図ったりするなどの新規性がみられ、また、一者応札の解消につながっている。

事例2 公募を実施した上での価格交渉の実施【内閣官房・内閣府（大臣官房会計課）、経済産業省（大臣官房会計課）】

○ 取組の概要

内閣官房・内閣府及び経済産業省では、調達対象の特殊性から複数者応札とはなり得ないと考えられる案件について、以下の①から③までの手順に従って価格交渉を実施している。

- ① 調達対象の特殊性を踏まえ、一者応札の改善の余地を検討する。
- ② 検討結果を踏まえ、案件の受注意思の有無の確認（公募）を実施する。
- ③ 公募の結果、特定の者だけが履行し得ることが確認された場合は、価格交渉を実施した上で、その者と随意契約を締結する。

○ 取組の効果

【内閣官房・内閣府】

平成25年度に3件を公募による随意契約として、価格交渉の結果、合計約200万円を削減した。

【経済産業省】

平成26年度上半期に29件を公募による随意契約として、価格交渉の結果、約1,000万円を削減した案件がある。

○ 評価

調達対象の特殊性から複数者応札とはなり得ないと考えられる案件について、随意契約とすることによって価格交渉を実施するという新規性のある取組であり、また、調達金額の削減につながっている。

「平成 26 年度末調達改善の取組に関する点検結果」における 歳出改革ワーキンググループ委員からの主な御意見

開催日時：平成 27 年 7 月 31 日（金）11:00～12:00

開催場所：霞が関ビルディング 29 階会議室 2

委員：秋池玲子委員、有川博委員、石堂正信委員、野本満雄委員

「平成 26 年度末調達改善の取組に関する点検結果」を取りまとめるに当たり、歳出改革ワーキンググループ委員に参画いただき、点検作業を実施した。点検作業において各委員から頂いた主な御意見は次のようなものであり、取りまとめの上、報告書に反映した。

また、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という）より、「独法の調達に関する新たなルールについて」について紹介した（詳細は別紙参照）。

1. 自己評価の実施状況について

- 10 頁の「5（1）平成 26 年度の自己評価について」に「設定目標の難易度を考慮した評価となるよう改良することも課題として検討」とあるが、更なる取組の推進を図るべく、早急に対応してほしい。
- 点検会合に先立って、各府省庁の自己評価結果に係る事務局ヒアリングに同席したが、各府省庁の取組の底上げを図る観点から有益であった。

2. 調達改善の実施状況について

- オープンカウンタ方式の採用や情報システム調達の見直しなど、調達改善の取組が始まった頃にはあまり見られなかった取組が増えてきており、調達改善は進展していると評価できる。
- 5 頁の「4（1）随意契約の見直し」に「オープンカウンタ方式による見積合せといった競争性を高める取組、提示された見積価格に対して価格交渉を実施するといった経済性を高める取組等が実施されている。」とあるが、良い取組である。かかる取組に関しては、内閣官房、法務省及び防衛省で実施されているが、少額随意契約が可能な場合でも、競争可能なものは一部競争入札としたり、法令よりも少額随意契約の契約基準を下げて競争入札としたりしている点なども、注目してほしい。
- 一者応札問題が出てきているが、競争性を高めるための取組にも限界はあり、それ以外の取組、目標設定も必要である。例えば、仕様、数量、品質などの発注内容が市場の感覚からみて過剰なものになっていないかを専門家と議論できる仕組みがあるとよい。また、一時点での価格だけではなく、ランニ

ングコストなども含めて総合的に価格が安くなっているか、という観点からの見直しも必要である。

- これまでの国の調達改善の取組は、一者応札解消のため、新たな応札者を見つけるといふ、競争性を高める取組に手を尽くしてきた。しかし、ここ2、3年は入札不落が見受けられ、今のままではいずれ国の調達に応じなくなってしまうのではないかと危惧している。
- 一般競争入札における一者応札の割合について、契約件数に加え、契約金額でも示すことはできないか。それにより、新たな課題が見えてくる可能性がある。
- 調達改善計画の策定及び自己評価の実施等の際、各府省は外部有識者に意見を求めることになっているが、一般競争入札から随意契約に切り替えた後、仕様の見直し等により一般競争入札に戻すべきという助言を与える外部有識者はあまりいないのではないか。
- 警察庁では、一者応札案件だった警察装備に関する調達において、汎用性がある仕様への見直しを進めた結果、複数者応札になったと聞いている。このような取組は評価されるべきだし、今後、他の各府省庁においても実施すると更なる改善が見込まれるであろう。
- 総合評価落札方式において、内閣府のように、機械的に配点を設定するのではなく、必要に応じて価格点割合を基準よりも高く評価する取組は評価できる。
- まとめ買いについては、不要不急の物品等を調達する恐れもあることから、この点に留意して実施してほしい。
- 契約金額が削減したように見えても、履行確認作業の委託が監査法人等に大量に行われていて、トータルで見ると契約金額が増加している場合がある。他の監査コスト等を低減するなど、トータルコストの削減の視点が必要である。

3. 今後の調達改善の取組等について

- 優良取組事例を選定したことは評価できる。各府省庁が「調達改善に取り組んでよかった」と思えるような取組強化のモチベーション向上につながる仕組みを構築すべきである。

以上

- 独法の調達については、平成21年の閣議決定に基づき、各法人が「随意契約見直し計画」を策定し、競争性のない随意契約や一者応札・応募案件の点検や見直しを毎年度実施してきた（各府省評価委員会が同計画の達成状況の評価を年度評価の一環として実施）。
- 平成25年の閣議決定に基づき、主務大臣が法人の業績を評価する仕組みの確立、事務・事業の特性に応じた法人類型の導入、法人ガバナンスの強化等を柱とする独法通則法改正が行われた(27年4月施行)。
同閣議決定において、（随意契約見直し計画は概ね達成されており、今後も一律に競争入札を行えば、かえって合理的な調達を阻害するという弊害の指摘があることを踏まえ、）これまでの随意契約見直し計画の枠組み等を見直し、主務大臣等のチェックの下、各法人が「公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施」することができるよう、総務省が「調達に関する新たなルール」を策定することとされた。
- 新たなルールについては、独立行政法人評価制度委員会における審議を経た上で、平成27年5月25日に総務大臣決定し、各府省に通知した。
- 現在、各法人において、同決定に基づいた新たな計画を策定中。

<新たなルールのポイント>

【計画の策定】

各法人は、調達等合理化計画を毎年度策定する。

【計画の内容】

法人の事務・事業の特性や前年度評価結果を踏まえ、重点的に調達合理化に取り組む分野や調達に関する内部ガバナンスについて目標を設定する。

【評価の主体】

主務大臣が、年度評価の一環として評価を実施する。

【第三者委員会のチェック】

独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣による評価が著しく不適正な場合に、意見を述べる。

【総務省による公表】

総務省は、主務大臣による評価結果を取りまとめ公表する。